

# 砺波市景観まちづくり計画

砺 波 市

# 目次

## 序章 景観まちづくり計画とは

|             |   |
|-------------|---|
| 1 魅力ある散居景観  | 2 |
| 2 景観計画の策定   | 3 |
| 3 景観まちづくり計画 | 4 |

## 第1章 計画の目的と位置付け

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 計画の目的                 | 8 |
| 2 計画の位置付け               | 9 |
| 3 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号） | 9 |

## 第2章 砺波市の景観の現状と課題

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 砺波市の概要              | 12 |
| 2 景観の現状               | 14 |
| (1) 土地利用              | 14 |
| (2) 散居                | 16 |
| 3 景観の課題               | 20 |
| (1) モータリゼーションの進展による変化 | 21 |
| (2) 住宅団地などの整備による変化    | 21 |
| (3) 農業経営と生産基盤の変化      | 22 |
| (4) 伝統的家屋の減少          | 23 |
| (5) 屋敷林の減少            | 24 |
| (6) 自然景観の変化           | 25 |

## 第3章 景観まちづくりの基本事項

|   |    |
|---|----|
| 1 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）             | 28 |
| (1) 景観まちづくりの目標                          | 28 |
| (2) 景観まちづくりの基本方針                        | 29 |
| (3) 景観形成区域の方針                           | 34 |
| ● 散居景観区域                                | 36 |
| ● 散居景観調和区域                              | 40 |
| ● 市街地区域                                 | 42 |
| ● 河川区域                                  | 44 |
| ● 丘陵山間区域                                | 46 |
| 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号） | 48 |
| (1) 景観形成区域                              | 48 |
| (2) 届出対象行為                              | 48 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (3) 景観まちづくりの基準            | 52 |
| ● 散居景観区域                  | 52 |
| ● 散居景観調和区域                | 55 |
| ● 市街地区域                   | 58 |
| ● 河川区域                    | 61 |
| ● 丘陵山間区域                  | 63 |
| ● マンセル表色系で定める建築物の外観のお薦めの色 | 66 |

## 第4章 景観要素等の質的向上に関する事項

|  |    |
|--|----|
| 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）  | 70 |
| (1) 景観重要建造物                            | 70 |
| (2) 景観重要樹木                             | 71 |
| 2 その他の景観まちづくりに関する事項（景観法第8条第2項第4号）      | 72 |
| (1) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 72 |
| (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項                  | 72 |
| (3) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項          | 73 |

## 第5章 景観まちづくりの推進

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 景観まちづくり推進のための役割  | 76 |
| (1) 地域の役割          | 76 |
| (2) 砺波市の役割         | 77 |
| 2 景観まちづくりの推進施策     | 78 |
| (1) 地域を中心とした取組の推進  | 79 |
| (2) 啓発活動の推進        | 80 |
| (3) 景観保全に向けた施策の拡充  | 80 |
| (4) 景観まちづくり推進体制の整備 | 81 |

### 参考資料

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 砺波市景観まちづくり計画策定の経過       | 86 |
| 2 設置要綱等                   | 88 |
| (1) 組織体系                  | 88 |
| (2) 砺波市景観計画策定委員会設置要綱      | 89 |
| (3) 砺波市景観計画庁内検討委員会規程      | 90 |
| (4) 砺波市景観まちづくり研究会設置要領     | 91 |
| 3 策定組織の活動成果               | 92 |
| (1) 砺波市景観計画策定委員会の報告       | 92 |
| (2) 砺波市景観まちづくり研究会の提言書（抜粋） | 93 |
| 4 策定組織名簿                  | 96 |
| (1) 砺波市景観計画策定委員会委員        | 96 |
| (2) 砺波市景観まちづくり研究会会員       | 97 |



# 序章



## 景観まちづくり計画とは

砺波市景観まちづくり計画



庄川堤防(桜並木)

# 1 魅力ある散居景観



昭和 60 年頃の散居景観

砺波平野は、富山県南西部に位置し、飛騨地方を源流として平野東部を北流する一級河川庄川と、平野西部を北流する一級河川小矢部川によって形成された扇状地です。水田が一面に広がり、その中に「カイニョ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた家々の点在する散村集落が、広範囲に見受けられます。その規模は国内最大級であり、日本を代表する農村の原風景として全国的に広く知られています。また、この風景は、居住の形態からも「散居」、「散居村」として広く人々に親しまれてきました。

砺波平野の開拓は、微高地で水が得やすいことなど条件の良いところから進められ、住居の周りを開墾することが農作業を行ううえで効率的なことから、散村の集落形態が広がりました。

カイニョは、防風雪林、建築材、燃料などとして活用されるだけでなく、夏の暑さや冬の寒さを和らげ、防音や空気の浄化作用など、人々に優れた住環境を提供しています。この自然豊かな空間は、木登りや昆虫採集など、子どもたちの格好の遊び場でもあります。こうした自然と身近に触れ合うことができる活動を通して、私たちは自然や人との付き合い方を学び、心豊かな人間性を育み、そこに住み継いできました。

また、散居村を訪れた人々は一様に感嘆の声を上げます。緑豊かな散居景観は、全国に誇ることができる本市を特徴付ける景観です。訪れる人々も魅了するこの景観を、そこに住む私たち一人一人が自らの資産として守り、育て、次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

## 2 景観計画の策定

先人が築き、住み継ぎながら親しんできた、貴重な歴史的・文化的資産である散居景観は、昭和30年代後半からのほ場整備に伴う農業の機械化、農業経営の兼業化、生活様式の変化、屋敷林の伐採、道路網の整備、住宅団地や工業団地の造成などにより大きく変化してきました。この変化の中で地域に住む私たちは、散居景観を構成する農地や屋敷林などとの関わりが希薄となり、地域で育まれてきた価値や魅力を感じるようになってきています。このような中、平成16年に「\*景観法」が制定され、景観に対する国民の意識が高まってきたことから、地域を特徴付ける良好な景観の保全や創出が求められるようになりました。

本市では、平成18年度からの3か年で文化的景観保護推進事業を実施し、平成21年3月に「砺波市散村景観保全・活用調査報告書」を刊行しました。その中で現状分析や市民意識調査等を行ったところ、約7割の人が「散居景観を後世に引き継ぐべきである」と回答されています。また、平成22年3月に「砺波市散村景観を考える市民懇話会」から市へ提出された提言書の中では、「散居景観を保護するためには、ある程度の規制も必要である」との意見が出されるなど、散居景観の保全に向けた市民の声が高まってきました。



現在の散居景観

\*\*\*\*\*

### 「景観法」

平成16年6月、初めて制定された総合的な景観に関する法律。都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るための基本理念や国民、事業者、行政の役割を明確にし、景観の形成のための仕組みづくりや支援措置の創設などを行うもので、平成17年6月に全面施行された。

また、質の高い生活空間、個性や潤いのある生活環境の創出などに対するニーズも高まってきており、地域全体でそれらを生かした「景観まちづくり」を積極的に推進することが求められています。

そこで、散居景観をはじめとする本市の良好な景観の形成を推進するため、富山県との協議を経て平成24年3月に※景観行政団体となり、景観法に定める※景観計画として「砺波市景観まちづくり計画」を策定するものです。

## 3 景観まちづくり計画

景観とは、屋敷林、水田、山、川、建物、道路、街路樹、看板、まち並み、伝統行事など、身の回りの風景であり、それらの要素が重なり合い、一体となって目に見え、耳に聞こえるものの全てです。

この景観は、山の上から見渡したり、下から見上げたり、同じ高さで見たりするほか、季節、時間など様々な視点から異なって見ることができます。また、先人が長い年月をかけて培ってきた歴史、伝統、文化、人々の暮らし、経済活動などの社会環境や気候、風土などの自然環境により形成されているものです。

このように景観は、地域の特色、価値や魅力を表す公共性の高いものであり、公共施設だけでなく個人や事業者が所有する建物、工作物、樹木などによってつくられる地域の共有資産といえます。

良好な景観とは、目に見える全ての景観要素の規模、形態、色彩などが調和した状態をいいます。自然や周囲と調和した色彩、デザインは良好な景観を形成して、人の心を和らげ、生活に潤いやゆとりをもたらします。また、地域らしさとなり、地域の価値や魅力を向上させることにより、まちは活性化し、住む人が地域に愛着や誇りを持つことができます。

景観まちづくりとは、景観の視点から、地域の自然、歴史、伝統、文化などを再認識し、地域の価値や魅力を再発見することにより、地域や生活をどのように形づくっていくかを市民、事業者、行政が一緒に考え、共に活動していくまちづくりです。そのためには特別な景観やまち並みだけでなく、普通の景観も地域の個性を生み出していることから、それらをより良い方向に導くため、地域にふさわしい景観づくりを進めることが必要となります。また、景観づくりを通して、地域に愛着と誇りを持ち、ふるさとを意識することによって、住み良い生活環境をつくることもできます。

\*\*\*\*\*

#### 「景観行政団体」

景観法に定める景観行政を担う行政機関。景観計画の策定など良好な景観の形成のための具体的な施策を実施する。

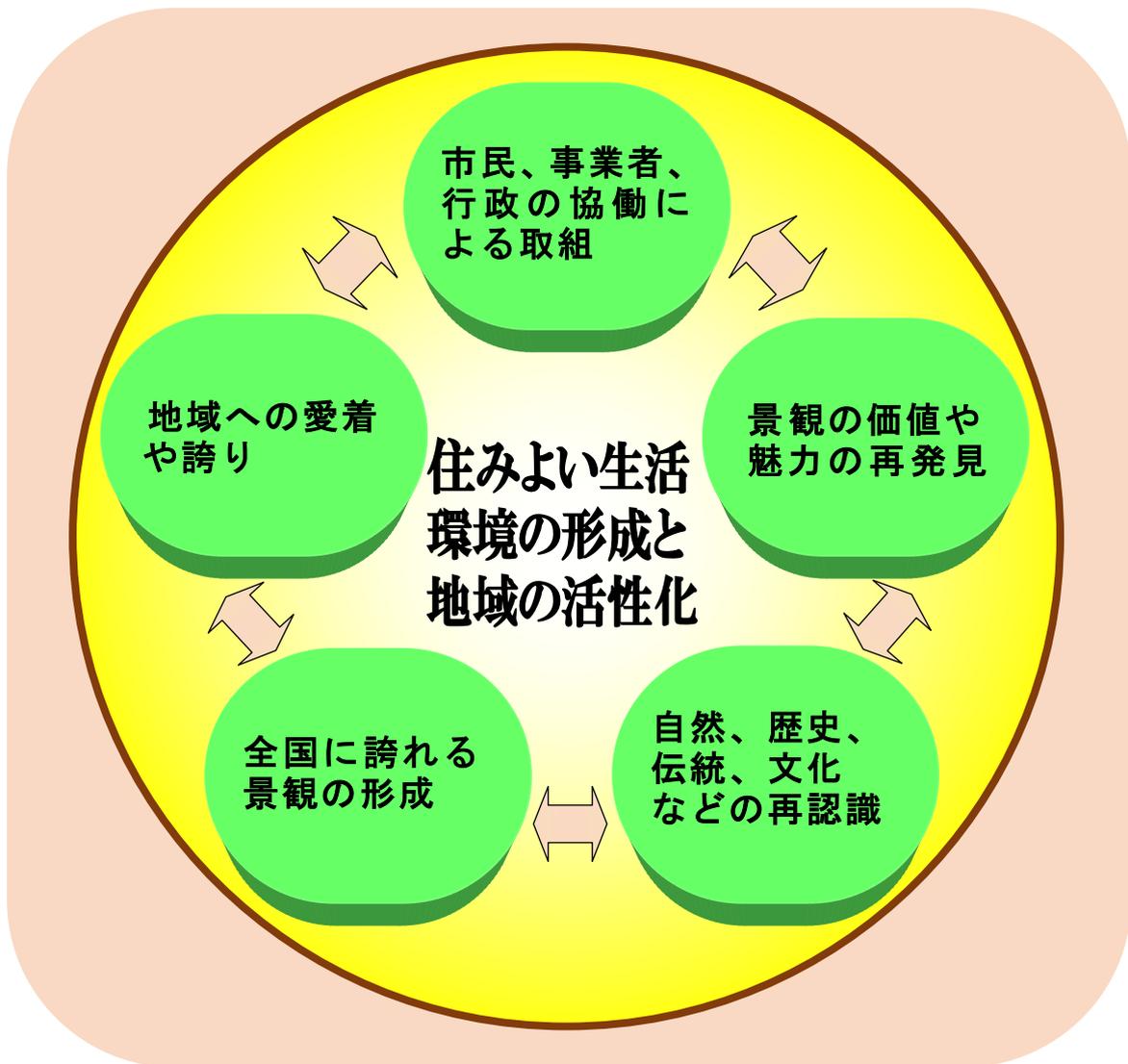
#### 「景観計画」

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために策定する計画。

そのためには、土地、建物などの所有者や管理者のほとんどが市民、事業者であることから、一人一人が大切な存在であり、景観はみんなのもの、みんなで守り育てるものであることを認識し、地域のつながりをもって取り組む必要があります。

「景観まちづくり計画」とは、このようなまちづくりを目指して策定する計画であり、市民、事業者、行政が※協働で推進していくものです。

### 【景観まちづくりの仕組み】



\*\*\*\*\*

#### 「協働」

市民、事業者、行政が、それぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて対等の立場で協力して活動すること。



# 第1章



## 計画の目的と位置付け

砺波市景観まちづくり計画



砺波チューリップ公園(五連揚水水車)

# 1 計画の目的



砺波平野の散居景観



庄川の水辺



山間地



市街地

砺波平野の散居景観は、日本を代表する農村の原風景であり、世界に誇り得る本市の貴重な資産です。

また、先人によって長い年月をかけてつくり上げられ、守られ、伝えられてきた散居景観をはじめ、庄川の水辺、鉢伏山、牛嶽などを含む庄東山地や芹谷野段丘などの豊かな自然景観、市街地の良好な都市景観は本市固有の景観です。

中でも散居景観は、訪れる人々を魅了するだけでなく、住みたいまち、住んで良いまちを実感し、自らのふるさととして誇れる景観であるとともに、そこに住む人々の人間性を育む点で重要な価値があります。この魅力ある景観を守り、育て、次の世代へ引き継ぐことは、将来にわたり砺波らしさを発展させるために欠くことはできません。

現在、農業形態や生活様式の変化、合理性を求める経済活動などによって、屋敷林の伐採や農地の宅地化が進み、農業を生業とする生活により形成されてきた散居景観は失われつつあります。また、活力あるまちとして発展する一方、景観や眺望を損ねる建築物や屋外広告物も見られるようになり、本市が誇る景観のすばらしさを損ねているところも見られます。

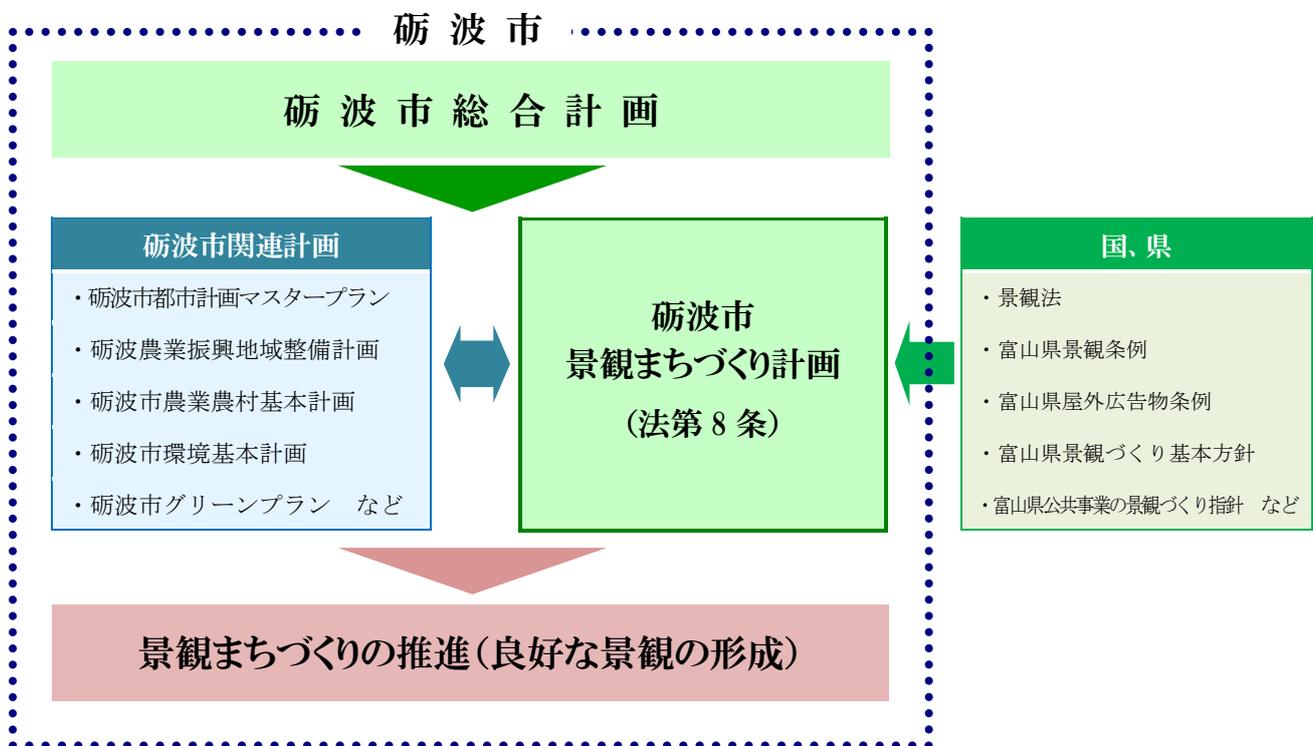
このため、本市の散居景観をはじめとする魅力ある景観を保全し、又は創出するにあたり、市民、事業者、行政の役割分担のもと、協働による景観まちづくりを推進することを目的として、「砺波市景観まちづくり計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、景観法（以下「法」という。）第8条に定める景観計画として策定します。

上位計画である砺波市総合計画との整合を図り、景観を形成する視点から、まちづくりを実現させるための施策を総合的に示します。また、砺波市都市計画マスタープラン、砺波農業振興地域整備計画など、本市の関連計画との整合を図るとともに富山県景観条例等と連携しながら、それらと一体となった景観まちづくりを推進します。

なお、本計画の計画期間は定めず、砺波市都市計画マスタープランの計画期間（平成40年）までを目安とし、社会情勢や環境の変化により、関係する施策や事業と調整を図りながら、必要に応じて変更を行うこととします。



## 3 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)

本市は、平野部に広がる散居景観と庄川の水辺や丘陵山間地など、豊かな自然景観を有し、季節や気候、人々の生活によって様々に移り変わる景観が市全域に広がっています。この景観は、鉢伏山や三条山などの高台からの眺望、農地の広がりとその背後に見える遠景の山並み等が重なり合っ見える眺望など、相互に影響を与えながら眺望景観を形成しており、市全域で景観の保全と創出に取り組む必要があります。

また、その地域に住み続けながら良好な景観の形成に取り組むためには、市街地のまち並みの景観にも配慮し、質の高い生活空間や地域の個性、潤いのある生活環境を市全域で創出することも必要です。

このことから、景観計画の区域を市全域とします。



# 第2章



## 砺波市の景観の現状と課題

砺波市景観まちづくり計画



庄川水記念公園

# 1 砺波市の概要

本市は富山県南西部に位置し、東は富山市と射水市、南は南砺市、西は小矢部市、北は高岡市と接しており、面積は 126.96k m<sup>2</sup>、人口 49,700 人（平成 25 年 12 月 31 日現在の外国人住民を含む）の都市です。

市域の大部分を占める平野部は、散居景観が広がる農村地帯と出町周辺や金屋、青島の市街地で形成されており、市のほぼ中央部を庄川が北流しています。また、南東部の標高 200~1,000 m の庄東山地、平野部と庄東山地の間を南北に延びる芹谷野段丘によって丘陵山間地を形成しています。

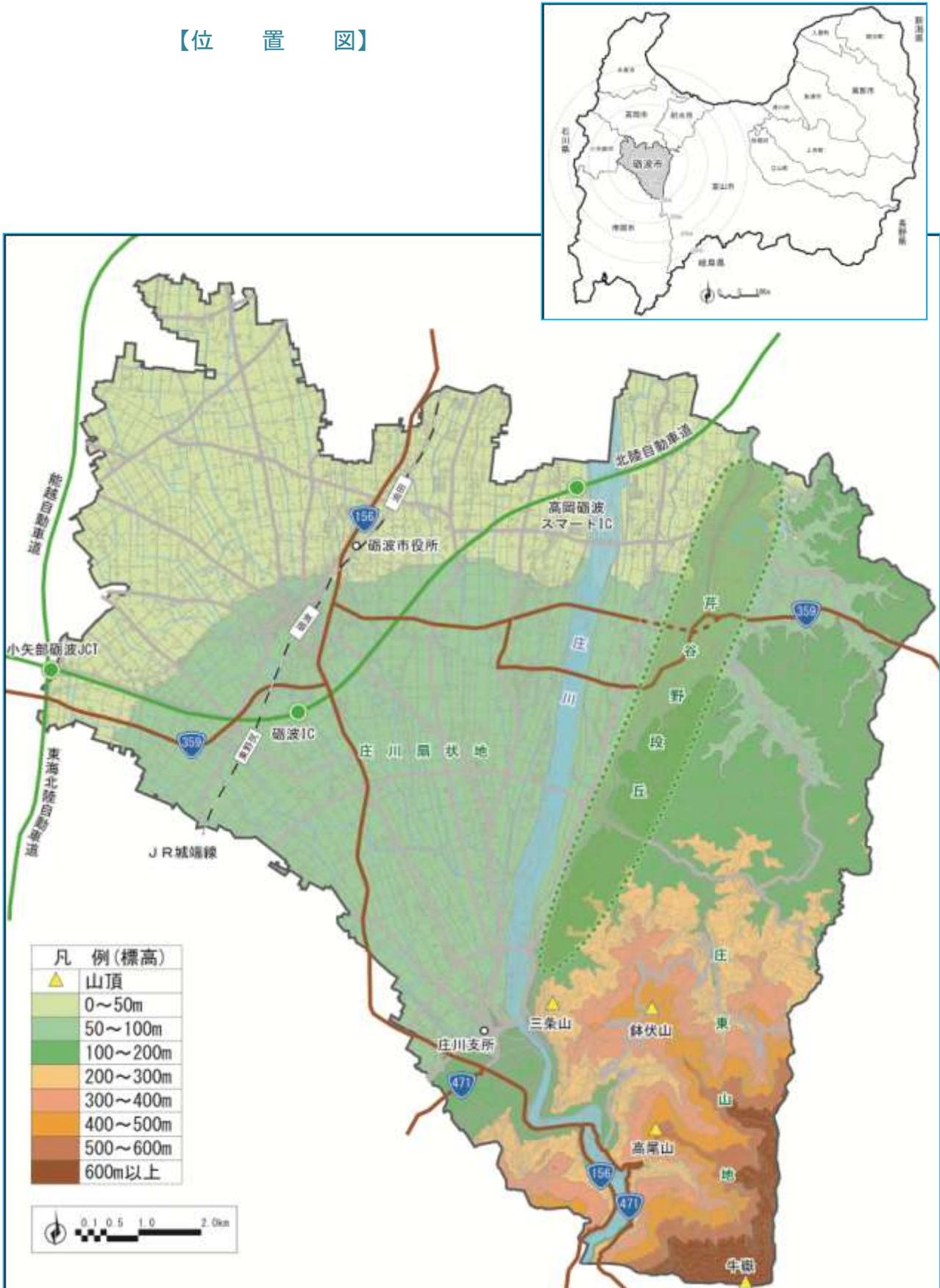
また、市内を南北に一般国道 156 号及び JR 城端線が、東西に一般国道 359 号及び北陸自動車道が通っており、市内中心部に JR 砺波駅や北陸自動車道砺波 IC、小矢部市との市域境界に北陸自動車道と東海北陸自動車道及び能越自動車道が交わる小矢部砺波 JCT を有していることから交通の要衝となっています。



平成 14 年撮影(農林水産省北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所)

砺波平野の全景

【位置図】



# 2 景観の現状

### (1) 土地利用



出町市街地



金屋・青島市街地



住宅団地



大規模工業団地

平野部の最も広い農村地域は、扇状地に広がる水田に農家住宅が点在する散居景観を形成していますが、昭和 40 年代から大規模な住宅団地の造成が見られるようになり、全域に住宅団地が散在する状況となっています。

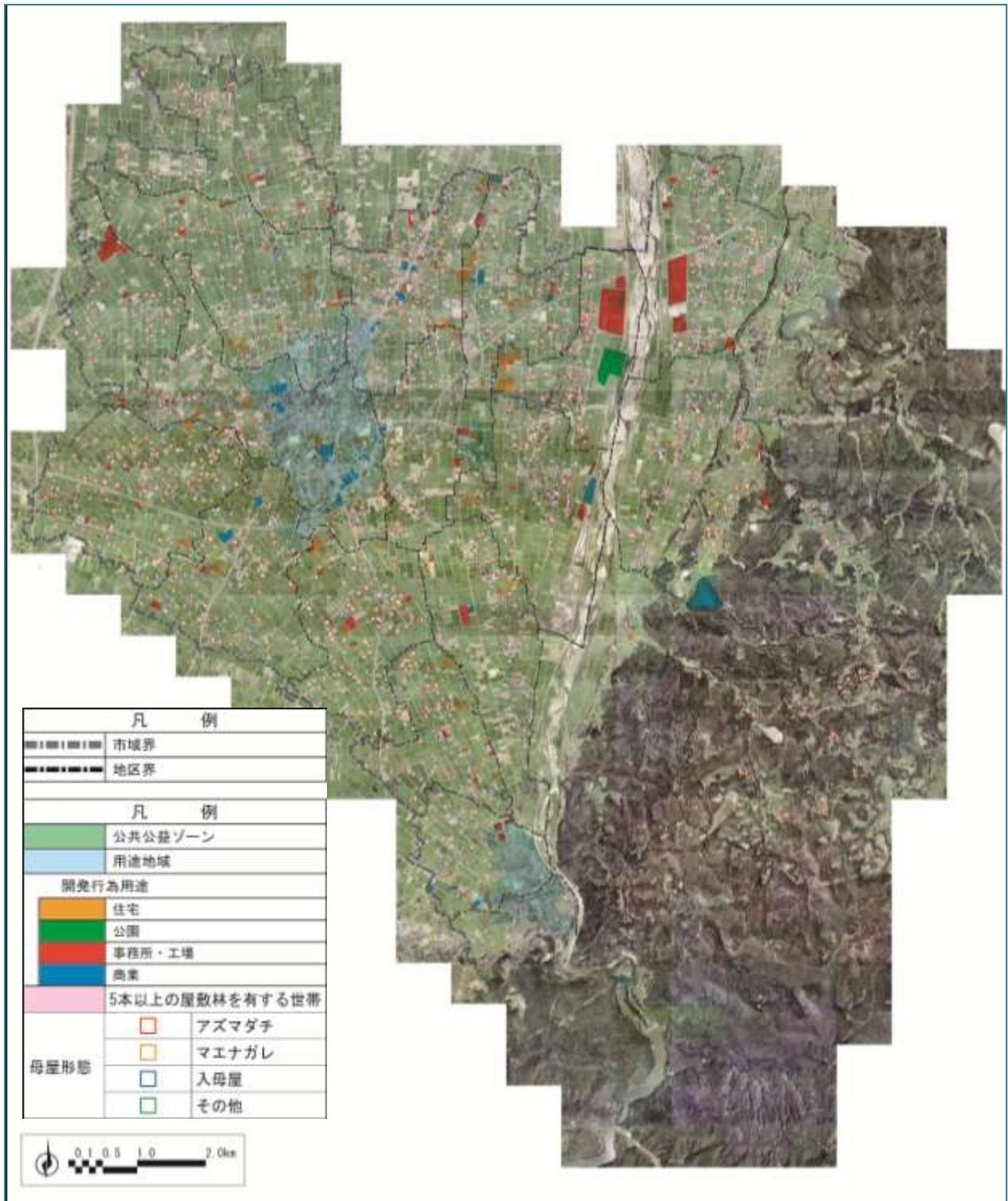
出町周辺市街地は、古くは周辺の農村地域の中心地として発展し、近年、北陸自動車道砺波 IC による交通の利便性が高いことなどから土地区画整理事業が順次進められ、整備されてきました。また、その郊外では、大規模小売店舗を核に商業施設が充実し、幹線道路沿いに飲食店やサービス施設が多く立地して集客力の高い地域となっています。

金屋、青島の市街地は、庄川扇状地の扇頂部に位置し、古くから五箇山・飛騨方面からの木材集散地としてまち並みを形成してきましたが、現在、商業の中心は郊外へと移っています。

豊かな水を有する庄川は、水稻を主とする農業を育むとともに、河川沿いの大規模な工場や庄川地域の木工業を支えるなど、地域産業の発展に寄与しています。また、庄川の中流地域には、温泉宿が点在しており、若鮎などの新鮮な料理と湯の香りが宿泊客を癒やし、四季を通して溪谷美が堪能できる庄川峡には多くの観光客が訪れています。

丘陵山間地は、樹枝状の谷間などに集落を形成しているほか、夢の平県定公園など緑豊かな自然が見られますが、近年、大規模な建築物や工作物、土石の採取地が散見されるようになっていきます。

【土地 利 用 現 況 図】



### (2) 散居



春の散居



夏



秋



冬

散居景観は、一年を通して様々な姿を見せてくれます。春は水稻の作付けにより平野一面に水が張られ、夏は水稻の生長とともに緑色をなし、秋は黄金色の稲穂が広がり、そして、冬は一面が真っ白に雪化粧するなど、季節や気候、そこに息づく生物や自然環境、人々の生活などによって変化し、多くの人々を魅了しています。

この景観の成り立ちは、洪水が起こるたびに川の流れが変わったことや扇状地の傾斜を利用して水を得ることが可能であったため、先人たちが微高地を選んで居住地を定め、水田の水管理や肥料運搬、収穫等の農作業の効率性から、住宅の周囲を中心に開拓してきたことによります。このように集村を形成するより、自分の開拓地（耕地）の中に居住して周囲の農地を耕すことが便利であったことから、散村の形態が形成されてきたものです。

その後、加賀藩が行った治水事業により庄川の流れが安定したことや支流の水路が整備されたことから、更に開拓が進み、明治時代以降には、平野全域に散村が広がったと考えられています。そして、昭和 30 年代後半から始まった平野部のほ場整備により、区画の大きい水田を形成した散居景観となりました。

新たに開発された住宅団地などが多く見られるようになった現在でも、屋敷林に囲まれた住宅の周囲に耕作する水田が取り巻いており、その住宅が 100～150m 程度の間隔を保ちながら、砺波平野全体に広がる散居景観を形成しています。

このような散居景観を構成する要素には、「建築物」、「屋林（カイニョ）」、「庭園」、「生け垣、石垣」などの農家の住居と、「水田」、「水路」など、耕作等のための周辺環境があり、これらが一体となって散居景観を形成しています。



### ◆建築物

屋敷林に囲まれた住宅が点在する様子は、砺波平野の散居景観の特徴であり、広い敷地の中に生活の場である母屋（オモヤ）のほか、附属屋の納屋（ナヤ）や蔵（クラ）、多門（タモン）など、複数の建築物が建てられています。

伝統的家屋として母屋の形態には、「アズマダチ」、「マエナガレ」、「入母屋」が挙げられます。中でも、アズマダチの家屋は大きな瓦屋根を載せ、正面の妻口をほぼ東に向け、束、貫、梁の格子組とその間を漆喰の白で塗られた妻意匠は魅力的であり、屋敷林の木立に囲まれた妻口が朝日に映える姿は美しい景観です。

また、附属屋は、農機具の収納や糶などの農産物の貯蔵を目的としており、いずれも農業を生業とした暮らしと関わりの深い建築物です。その外観は、切妻屋根で外壁が土壁や漆喰、下見板張りなど、母屋と同様の建築形態となっており、敷地内にある複数の建築物が一体的に調和した景観を形成しています。



蔵や納屋のある屋敷

### ◆屋敷林（カイニョ）

住宅の回りを「カイニョ」と呼ばれる屋敷林で取り囲む風景は、砺波平野の散居景観を最も特徴づけるものです。この屋敷林は、住宅を風雨や吹雪などから守るために、周りの原生林を残したことが起源であるとも考えられています。

屋敷林には、スギを主としてアテ（アスナロ）、ヒノキ、ケヤキ、カシ、タケなど生活用材となる樹木のほか、カキ、クリ、イチジクなどの果樹が植栽され、その高さは10～20mに及びます。

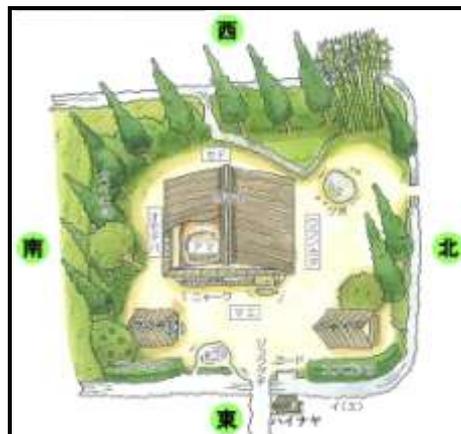
砺波地方では、春先の井波風と呼ばれる南風や強い西風、冬の北西方向からの季節風、吹雪、台風などから住宅を守るため、中・高木の多様な樹木が敷地の南側から西側にかけて厚く植栽され、防風雪効果を高めています。また、夏の強い日差しを遮るとともに、樹木の蒸散作用によって周囲の気温を下げ、空気を浄化し、その殺菌作用から建築物の腐敗を防いでくれます。

一方、スギやアテなどの樹木は、建築物を建てる際の用材として、タケは物干し竿や竹はしご、竹ほうき、ザル、箕（ミ）など生活用具や農具の材料として、果樹の実は食料に、また、スンバ（杉葉）や小枝は炊事や風呂の燃料として利用するなど、生活と密着した利用が行われてきました。「高（土地）は売ってもカイニョ（屋敷林）は売るな」と言われ、大きな屋敷林は住む人の自慢でもあり、立派な屋敷林に囲まれて住むことを誇りとして、先祖代々大切に守り育てられたものです。

近年は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を吸収する緑化樹木として地球温暖化防止に貢献しており、森林浴による心身のリフレッシュ、癒やしなど新たな役割が見直されています。

また、屋敷林のほかにも、敷地外周をハドリと呼ばれる石垣や生け垣によって囲んだり、敷地内に庭園を設けたりするなどして風格を感じさせています。

このように屋敷林は、生活面だけでなく、景観上も大きな役割を果たしています。



屋敷内の配置  
(資料：『砺波平野の屋敷林を学ぶ』/2003)



屋敷林のもつ機能  
(資料：『散居村田園空間計画報告書（となみ野）』/2000)



屋敷林と石垣などによる境界  
(資料：砺波市保存樹等指定委員会『散居のみどり』/1997)

### ◆水田・水路

砺波平野は、農地のほとんどが水田として利用され、県内でも有数の穀倉地帯となっており、これは、庄川の水量が豊富なことや扇状地の地形を利用して比較的簡単に水を引くことが可能であったことから、水路網が発達し、農家の多くが住宅の周りに農地を持つ要因となっています。

この農地が自宅の周りであることで、水田の水管理や生育管理など日常の農作業の効率が良い利点があります。屋敷とこれに接した農地は、農家一軒の経営単位であり、その農家の領域的な広がりを見せています。平均的な耕作面積が1haほどであることから、隣の農家との距離が約100～150mとなって点在し、これが散居景観の基本となっています。

また、水路は、年間を通して豊富な水が流れていることから、水道が普及する以前は生活用水として活用したほか、動植物の生息環境にも適しており、自然豊かな水辺環境を形成してきました。

昭和30年代後半から進められたほ場整備によって、水田の区画が整い、道路は直線的で、用排水路は水田の両側に整備されましたが、今も良好な散居景観が維持されています。



平野部の眺望

## 3 景観の課題

砺波平野の散居景観は、人々が水の豊かな扇状地という自然特性を生かし、長い年月による農作業や日常生活を通してつくり上げてきたものです。しかし、そこに生活する人々の暮らしや考え方が変わるにつれ、散居景観も変化してきています。また、都市化の影響等により、散居景観を損ねる建築物や屋外広告物も見られるようになってきました。

その背景には、社会の変化に伴う住環境と生活様式の変化、農業経営の変化などがあります。今後も様々な変化が予想されることから、日本を代表する農村の原風景である散居景観をはじめ、豊かな自然に恵まれた森林景観や市街地景観をどのように保全し、創出していくかが課題となっています。



三条山展望台からの眺望



## (1) モータリゼーションの進展による変化

我が国は、昭和40年代以降の高度経済成長による急速なモータリゼーション（車社会）の進展など、大きな発展を遂げました。本市においては、昭和30年代後半から、ほ場整備や道路網の整備、農地転用による住宅団地や工業団地の造成などが進められてきました。また、道路整備や産業構造の変化により、自動車通勤が容易となったことに加え、農業の機械化により余剰時間が増加し、農業の兼業化に拍車がかかりました。

また、一世帯当たりの自動車保有台数の増加や広い幅員の道路の整備、市街地・商業圏域の拡大などにより、郊外型の大規模小売店舗や沿道の商業施設が出店し、建築物や屋外広告物により背後に広がる散居景観の損なわれている箇所が見られるようになりました。一方、既成市街地では、集客力が低下し、空き店舗が目立つようになっていくことから、中心市街地の活性化が求められています。

さらに、北陸自動車道などの高速自動車道の整備により、首都圏や近畿圏、中京圏への交通の利便性が向上した反面、その工法が盛土によって施工されたことから平野部は分断され、散居景観は大きく変化しました。



幅員の広い道路



北陸自動車道 砺波IC

## (2) 住宅団地などの整備による変化

昭和40年代になると、ほ場整備が完了した農村に大規模な住宅団地などが造成され、緑の少ない住宅団地が見られるようになりました。昭和50年から平成24年までの37年間に、田や畑が785ha減少し、宅地は640ha増加しています。

また、新たに開発された住宅団地や商業施設、工場などの中には、外壁材の技術向上やニーズの多様化から、様々な色彩で仕上げられた外観が緑豊かな散居景観を損ねているものも見られます。



住宅団地の状況(平成15年頃)

## (3) 農業経営と生産基盤の変化

散居における稲作中心の農業は、ほ場整備が完了したことで大型機械化が進み、労働生産性が大きく向上したことにより余剰労働力が生じ、兼業化が急速に進行しました。

また、米の生産調整、農用地利用増進事業など、農政の転換に応じた農業経営が行われてきましたが、農産物の輸入自由化による国内農業の競争力低下や米価の下落、地域特産物の伸び悩み等により農業所得が減少するなど、農業の魅力が低下しています。

さらに、後継者不足や離農などが進むことから、集落営農組織や新たな担い手農業者の育成を図り、生産性の高い認定農業者などへの経営移譲が行われていますが、住宅団地などの造成を目的とした農地転用により、農地は減少しています。

今後、散居景観の重要な要素である水田を保全し、農業従事者の減少に歯止めをかけ、担い手の育成と確保を図るとともに、丘陵山間地で見られる耕作放棄地を復元することも課題となっています。

また、農業用水路は、ほ場整備により三方コンクリートで整備されるとともに、生活雑排水の放流により水質が悪化しました。このことにより、動植物が減少するなど、日々の生活における水路との関わりも薄らいでいます。



収穫の風景（第5回となみ野散居村フォトコンテスト）

## (4) 伝統的家屋の減少

昭和30年代以降、住宅建材等の技術向上や人々のニーズの多様化などから、市民の生活様式は大きく変化し、経済性、実用性などが追求されるようになりました。

伝統的家屋の改築等の際には、雨戸はアルミサッシに変わるなど、安価で性能が良く、入手が容易な建材を用いた住居へと大きく変化しました。また、母屋と一体となって景観を形成していた納屋や灰納屋などの附属屋は、農業経営や生活様式の変化によって取り壊され、車庫などに建て替えられています。

近年では、少子高齢化や核家族化により、一世帯の構成人数が減少していることから、伝統的家屋の母屋が広すぎるため、維持管理の負担が重くなっており、コンパクトな家に建て替えられるものも見られます。このほか、屋敷林を伐採して、敷地内に母屋とは別に小規模な住宅を建て、二世帯が別々に暮らす住宅も見られるようになり、従来の建築物の構成と異なるものもあります。

さらに、伝統的家屋が空き家となって管理されない場合、荒れたままに放置され、雑草の繁茂や小動物のすみかとなり、散居景観を損なう原因にもなっています。

また、空き家の増加や少子高齢化などにより、地域の伝統行事やまちづくりの担い手が不足するなど、地域コミュニティの希薄化とともに、伝統文化の継承が課題となっています。



納屋(ナヤ)



灰納屋(ハイナヤ)



伝統的家屋(マエナガレ)

## (5) 屋敷林の減少

住宅建材等の技術向上に伴い、耐久性に優れた住宅が建てられるようになり、これまで果たしてきた防風雪林としての屋敷林の役割は薄らいできました。特に、建築物の高気密・高断熱化と冷暖房設備の向上など、住宅の近代化が進んだことは、屋敷林に対する人々の意識を変えてきています。

かつて燃料として重宝されたスンバは、電気、ガス、石油といった代替燃料が用いられることにより使用されなくなる一方、雨どいに詰まるなど、日常生活に不便ももたらすため、その処理や利活用が課題となっています。

また、屋敷林を永続的に維持管理していくために必要な枝打ちや防除などは、住民に大きな負担となっているとともに、その技術も失われつつあります。中でも、高齢者世帯などでは、維持管理が十分に行き届かず、樹形を大きく崩した過度なせん定や高木の伐採が行われ、緑豊かな屋敷林が減少しています。

こうした生活様式の変化や維持管理の困難さに加え、平成16年には例の少ない風向きの台風23号による倒木で住宅等が壊れる被害が発生したことにより、危険を回避するために屋敷林を伐採する家が見られます。散居景観を構成する重要な要素である屋敷林を今後とも保全していくため、その効用と効果の理解を深めるとともに、維持管理に関する技術の継承や支援が課題となっています。



屋敷林のある散居景観

## (6) 自然景観の変化

芹谷野段丘や庄東山地などは、眺望景観として散居景観の背景にもなっています。しかし、大規模な建築物や工作物などにより、山並みの美しさの連続性を損ねているほか、丘陵山間地では、物品の堆積や廃棄物の不法投棄などにより、景観が損なわれている箇所も見られます。

また、山村集落の少子高齢化や木材の輸入自由化などにより林業経営が悪化し、維持管理の行き届かない山林では荒廃や竹林の侵食が進み、良好な森林の景観が損なわれています。

一方、庄川の沿岸においては、市民団体が中心となって育成や保全に努めているエドヒガンザクラの群生地、堤防道路の桜並木、近年整備された桜つつみなどが人々の心を癒やしてくれます。しかし、老木となって枯損しているものも見られることから、維持管理を含めた保全が課題となっています。

さらに、ガードレールや標識などの附帯構造物は、色彩や形態が周辺の景観を損ねているものも見られます。



丘陵山間地の農地



丘陵山間地の集落



松川除前堤と桜並木



# 第3章



## 景観まちづくりの基本事項

砺波市景観まちづくり計画



夢の平スキー場(コスモス)

## 1 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項)

### (1) 景観まちづくりの目標

本計画は、砺波市総合計画（平成23年10月策定）の基本理念や将来像「庄川と散居に広がる健康フラワー都市」を踏まえ、景観まちづくりの目標を次のとおり掲げます。

#### 庄川と散居に広がる 魅力あふれるまち ～ みんなで守り育てる全国に誇れる砺波の景観 ～

先人によって作り上げられ、守られ、伝えられてきた国内最大級の「散居景観」をはじめ、庄川や鉢伏山を含む丘陵山間地の豊かな「自然景観」、散居に囲まれた活力ある「都市景観」は、全国に誇れる貴重な資産です。

しかし、農業を生業とした暮らしにより形成された散居景観は、農業経営や生活様式の変化、合理性を求めた経済活動などにより、「生産と居住の場」から「居住中心の場」に変わるに当たって失われつつあります。また、活力あるまちとして発展する一方、建築物や屋外広告物などにより、景観や眺望が損なわれているところが見られるようになりました。

本市の景観の魅力をもっと高めるためには、私たちの周辺にある身近な風景を見つめ直し、地域の価値や魅力を再発見することによって、地域への愛着や誇り、ふるさと意識を持つことが大切です。また、地域のつながりを核として、市民、事業者、行政が協働で、地域の資産としての景観を守り育てるとともに、まちづくりの担い手となる人づくりを行うことが必要となります。

そして、活力あるまちの発展を図りながら、全国に誇れる良好な景観をみんなで守り育て、「庄川と散居に広がる魅力あふれるまち」をつくることを目標とします。

#### 砺波市総合計画の基本理念 <砺波市民憲章>

- 花や緑を愛し 美しいまちをつくります
- 勤労を喜び 産業をはぐくむ 元気なまちをつくります
- 互いに助けあい励ましあう あたたかいまちをつくります
- 笑顔があふれる 健康で明るいまちをつくります
- 教養と文化を高め ところ豊かなまちをつくります

## (2) 景観まちづくりの基本方針

良好な景観をみんなで守り育て、「庄川と散居に広がる 魅力あふれるまち」をつくるため、法第8条第3項に基づき「良好な景観の形成に関する方針」として、次の4つを定めます。

### 魅力ある散居景観を次の世代へ引き継ぎます

本市の平野部は、庄川と小矢部川により形成された扇状地の中央に位置し、一面に散居景観が広がっています。先人がつくり上げてきた魅力ある散居のまちを守るため、散居景観が見られる地域とその周辺の一体的な景観の形成を図ります。

特に、砺波平野の散居景観は、住宅、屋敷林、水田などで構成されていることから、伝統的の家屋や屋敷林などの保全とともに、農業振興による農地や水路の保全に努めます。

また、建築物や工作物などは、散居景観と調和した良好な景観の形成に努めるとともに、高速自動車道沿いや幹線道路沿いについては、周辺景観との調和に配慮します。

散居景観は身の回りの風景であり、私たちの生活に密接に関わっていることから、生活様式の変化に対応しながら次の世代へ引き継ぐことが必要であり、市民の主体的な取組による良好な景観の形成を推進します。



屋敷林の朝（第10回となみ野散居村フォトコンテスト）

# 1 良好な景観の形成に関する方針

## にぎわいや活力を創出し、散居の緑と調和した景観をつくります

本市は、高速自動車道、国道、JR 城端線など交通の要衝となっており、北陸自動車道砺波 IC が市街地近くにある地の利も生かして発展してきました。市街地は、土地区画整理事業などにより継続的に整備されています。また、工業については工業用水となる水資源が豊富なことから工業団地を整備し、企業を誘致してきました。今後、にぎわいの源となる商工業、サービス業などの振興を図るとともに、労働の場となる新たな企業の誘致に努めることが必要です。

このため、既に市街化が進んでいる地域や幹線道路沿いの店舗、住宅などの密集地域、住宅団地、工業団地、工場適地などにおいては、都市の健全な発展を目指すとともに、散居景観など周辺の景観との調和に十分配慮して景観の形成を図り、にぎわいや活力を創出するよう努めます。

また、高速自動車道の高岡砺波スマート IC の完成や一般国道 359 号砺波東バイパスの全線開通、北陸新幹線の開業などにより、新たな開発が行われる場合は、周辺景観との調和が図られる立地とするなど、散居景観の緑との調和に配慮します。



砺波チューリップフェア



冬のふれあい市



緑化が施された工場



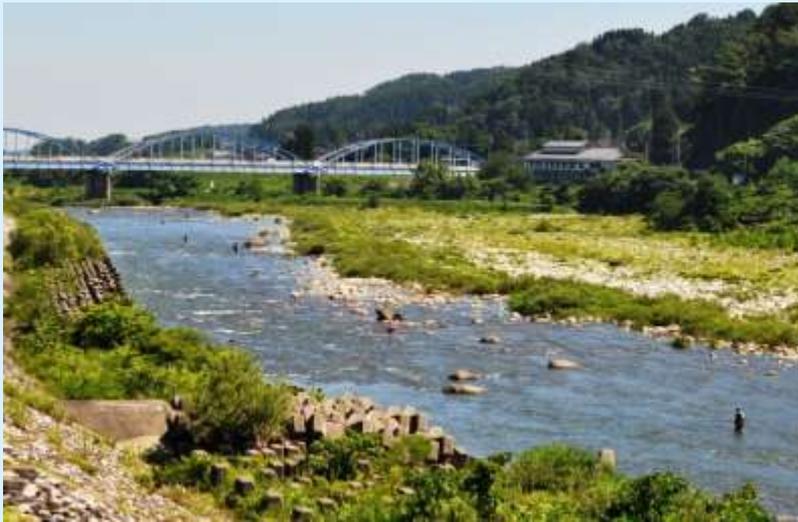
緑化が施された住宅地

## 豊かな水や緑が織り成す自然景観や眺望景観を守ります

庄川は、散居景観の源であり、その豊富な水資源は農業を育み、私たちの生活や心に潤いを与えてくれます。庄川合口ダムより上流地域の庄川峡は、豊かな水をたたえたダム湖に四季折々の峡谷美が映え、その下流地域では、堤防の桜並木、河川敷の緑地、庄川水辺ふれあいロードなどがあるほか、夏は鮎釣りでにぎわう親水空間となっていることから、これらを生かした良好な景観の形成を図ります。

散居の背景として緑豊かな帯を形成している鉢伏山、牛嶽などの庄東山地や庄川の河岸段丘である芹谷野段丘の自然、丘陵山間地の集落、棚田などの景観の保全に努めます。また、国指定史跡増山城跡の歴史的な資産を拠点とした景観の形成に努めます。

さらに、散居村展望台や三条山展望台などの環境整備、主要な眺望点からの散居景観の眺望のほか、平野部からの芹谷野段丘や庄東山地、立山連峰などの眺望の保全に努めます。



庄川の鮎釣り

秋の庄川峡



国指定史跡 増山城跡



散居村展望広場

# 1 良好な景観の形成に関する方針

## 良好な景観をみんなで守り育てます

土地、建物、樹木などの所有者や管理者は、「景観は地域の貴重な資産であり、みんなのもの」という認識を持ち、そこに住み続けていくことや事業活動を行うことが大切です。

この景観の保全と創出は、所有者や管理者に委ねられますが、個々の力には限りがあり、地域のつながりを核として、「みんなで守り育てる」仕組みづくりが求められます。このため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むシステム構築に努めます。

また、これまで私たちは、獅子舞や夜高祭りなどの伝統行事を地域ぐるみで継承してきたほか、地域の美化活動や江ざらいなど、地域ぐるみで活動を行ってきました。この地域の力によって、全国に誇る本市の景観の魅力を更に高めていくためには、私たちの地域を見つめ直し、価値や魅力を再発見して地域への愛着や誇りを持つとともに、地域コミュニティを深めていく必要があります。

特に、良好な景観を次の世代へ引き継ぐため、まちづくりの担い手となる小・中学生を対象とした景観まちづくり学習やふるさと学習、一般を対象とした景観まちづくりに関する生涯学習を推進するとともに、本市が誇る景観を全国へ発信する取組を積極的に推進します。



となみ夜高まつり



チューリップ球根植え込み体験

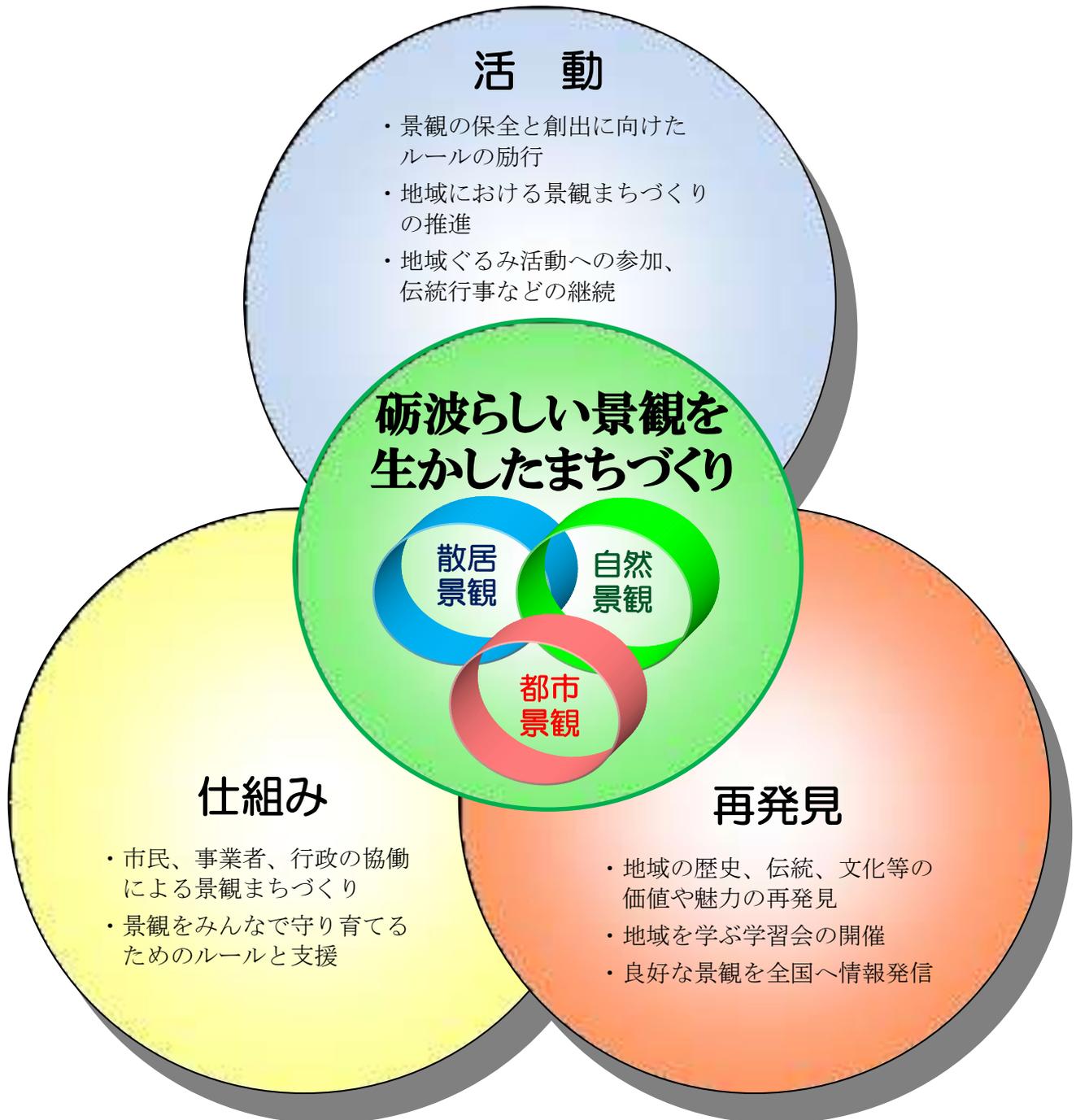


地域の江ざらい



砺波市景観フォーラム

【砺波市景観まちづくりのイメージ】

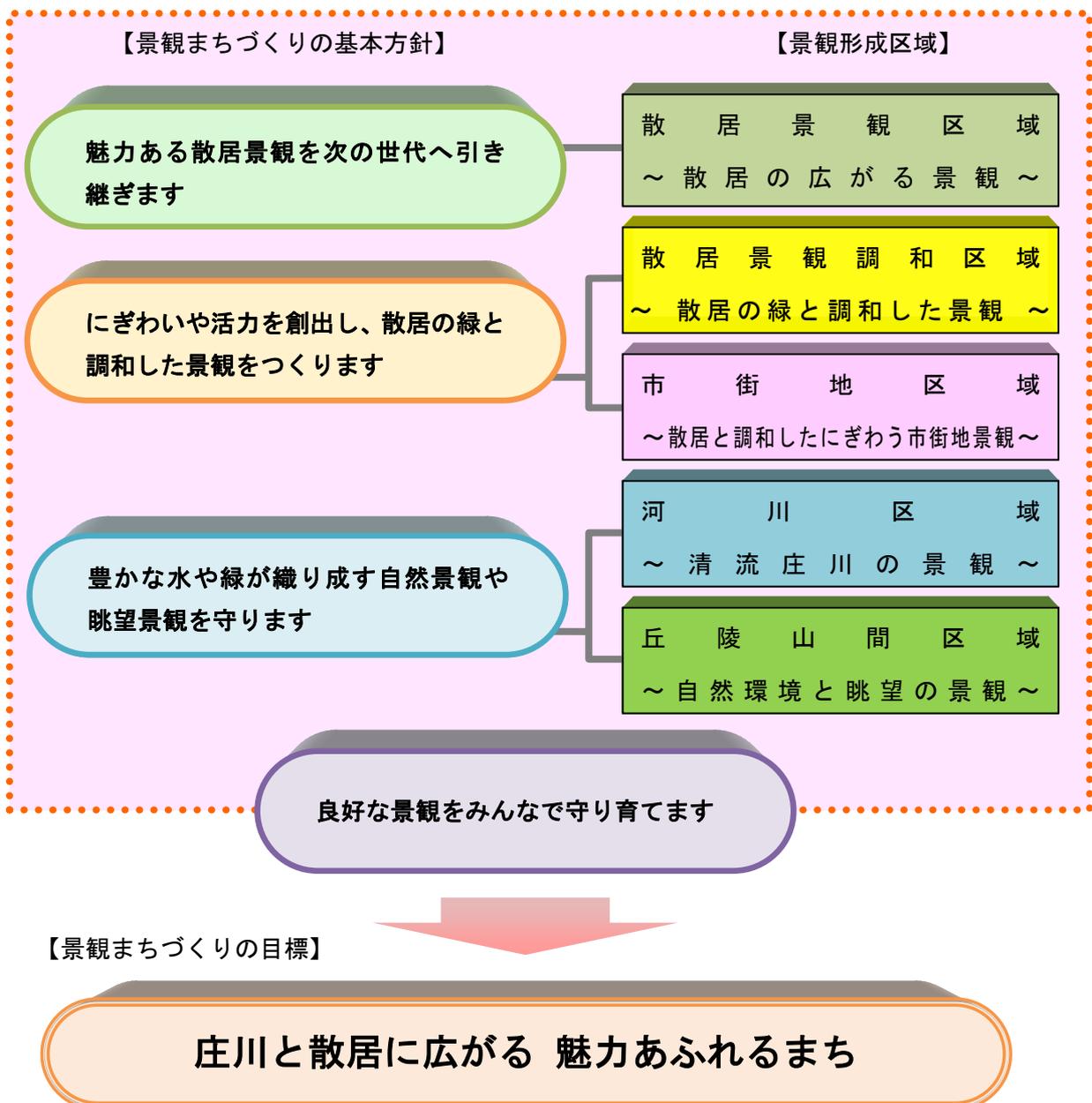


# 1 良好な景観の形成に関する方針

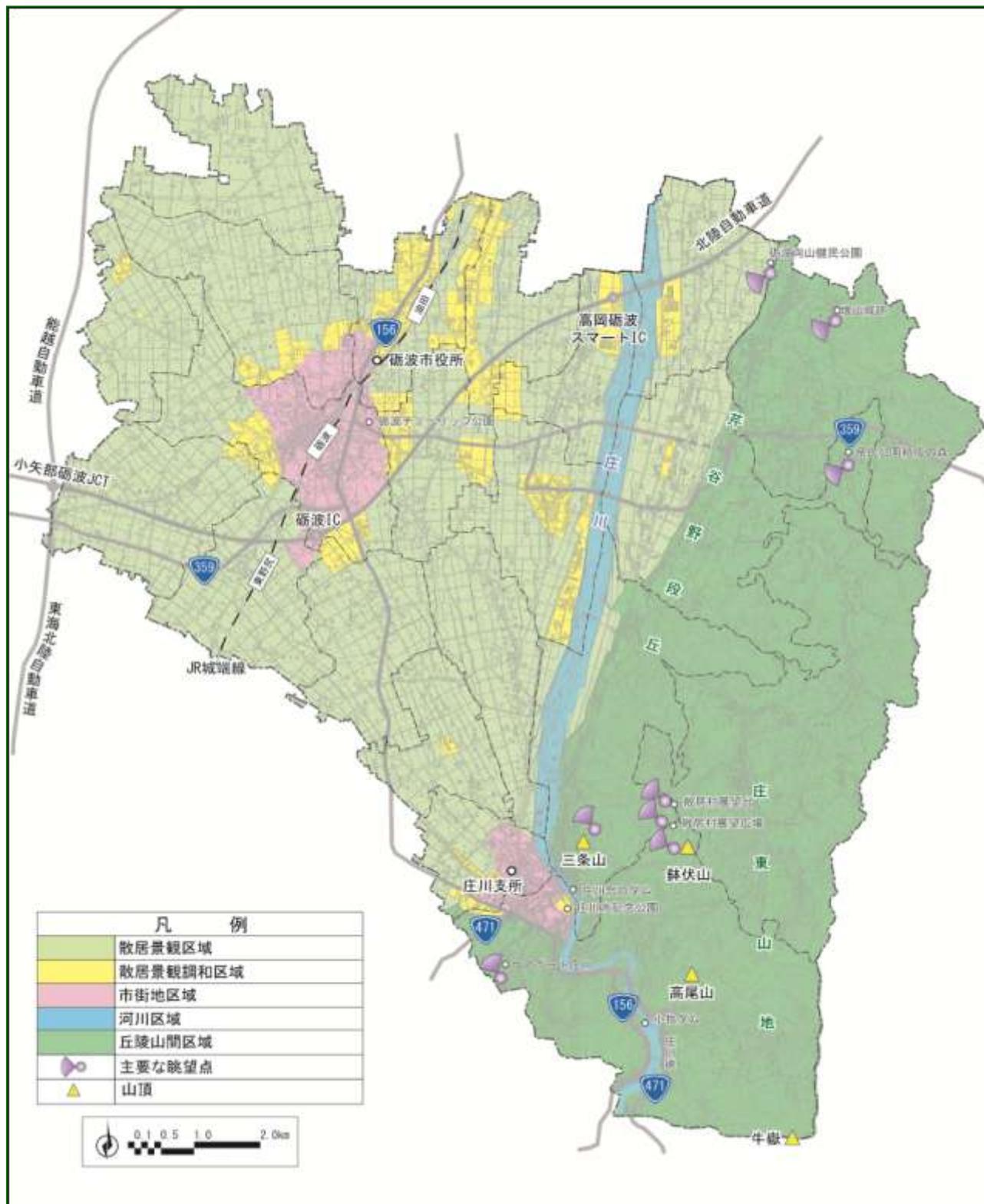
## (3) 景観形成区域の方針

本市の景観の現状と景観まちづくりの基本方針を踏まえ、大きく5つの景観形成の区域とし、区域ごとの景観形成方針により、良好な景観を形成します。

|   |
|---|
| 「散居景観区域」:住宅、屋敷林、水田などで構成する「散居の広がる景観」区域                             |
| 「散居景観調和区域」:幹線道路沿いに密集する住宅・商業地、大規模な住宅団地、工業団地、工場適地などの「散居の緑と調和した景観」区域 |
| 「市街地 区域」:出町周辺と金屋・青島の「散居と調和したにぎわう市街地景観」区域                          |
| 「河川 区域」:庄川の「清流庄川の景観」区域  |
| 「丘陵山間 区域」:芹谷野段丘や庄東山地などの緑豊かな「自然環境と眺望の景観」区域                         |



【景観形成区域図】



## 散居景観区域 ～ 散居の広がる景観 ～

「散居景観区域」は、一面の水田の中に屋敷林に囲まれた家々が点在し、住宅、屋敷林、水田が一体となった散居の広がる景観の区域です。



伝統的の家屋の全景



散居景観

## ◆現状と課題

## ○アズマダチなどの伝統的家屋

- ▶生活様式の変化や住宅建材の技術向上、世帯人数の減少などにより、伝統的家屋や附属屋が取り壊され減少していることから、その保全が求められています。
- ▶核家族化や市外への転出などにより、伝統的家屋の空き家が生じ、屋敷林も放置されていることは、景観を損ねるだけでなく、防犯や環境のうえでも問題となっています。

## ○緑豊かな景観を形成する屋敷林

- ▶生活様式の変化などに伴い屋敷林の意義が薄れてきており、住宅の増改築等の際に伐採されたり、台風の被害等で倒木したりするなど年々減少しています。
- ▶高齢化や経済的な理由などにより、屋敷林の維持管理が困難となっている場合もあり、より一層の負担軽減が求められています。

## ○潤いのある水田や水路

- ▶農業後継者の不足や離農などにより農地の維持管理に支障が生じているとともに、米の生産調整などにより水田が減少しています。また、農地転用により、農地が減少しています。
- ▶農業経営者の減少などにより、水路の維持管理に支障が生じています。また、水路のコンクリート化により、水辺の自然環境や潤いのある情景が変わりつつあります。

## ○屋敷林に囲まれた家々が点在する散居景観

- ▶新たな住宅団地や大規模な工場の造成、高速自動車の盛土区間の整備によって平野部を分断したことが、広がりのある散居景観を損ねています。
- ▶住宅建材の技術向上やニーズの多様化などに伴い、周辺の景観と調和しない形態や意匠、色彩を用いた建築物、屋外広告物等のほか、外周に緑が少なく周辺と調和しない住宅の建築により、緑豊かな散居景観が損なわれているものも見られます。
- ▶高速自動車道や国道などの幹線道路沿線からは、広がりある散居景観や山並みを見ることができるところから、今後、沿線の開発などにより眺望景観が損なわれるおそれがあります。

## ◆景観形成方針

**歴史的・文化的な資産である散居景観を保全し、散居景観に調和した景観の創出を図るとともに、市民の保全意識の向上や協働による景観の形成を目指します。**

### ● 建築物等の周辺景観との調和

建築物又は工作物の新築や増改築、屋外広告物の設置などの際には、周辺の景観との調和を図ります。



伝統的家屋

### ● 伝統的家屋の保全

伝統的家屋は、外観を残したままのリフォームを推奨し、空き家となっている場合は、空き家バンクやあっせん、新たな有効活用など、民間事業者との連携も含めて検討します。

### ● 屋敷林の保全

屋敷林の維持管理に対する支援の拡充を図り、保全に努めるとともに、屋敷林の適正な維持管理技術や植栽に関する研究のほか、新たな利活用方法の調査・研究を進めます。



屋敷林の日常管理

### ● 農地の保全

農業における特産振興作物の奨励、担い手や集落営農組織の育成など、地域ぐるみの活動により農業振興を図り、農地の保全に努めます。

### ● 散居景観と調和した開発行為

土地の形質の変更を行う開発行為等については、周辺の景観との調和を図ります。

### ● 散居景観の保全意識の向上と活動支援

伝統的家屋や屋敷林など、散居景観の保全に関する啓発活動を進め、保全意識の向上を図るとともに、地域が主体となった活動を支援します。

### ● 散居景観の魅力の情報発信

歴史的・文化的資産である散居景観を全国に向けて積極的にPRし、観光資源としての活用を図ります。



周辺景観との調和に配慮した公共施設

### ● 周辺景観と調和した公共事業

公共事業においては、積極的に緑化を図るとともに生態系の保全にも配慮し、周辺の景観との調和に努めます。



初夏の散居景観



となみ散居村ミュージアム



畝模様（第13回となみ野散居村フォトコンテスト）

## 散居景観調和区域 ～ 散居の緑と調和した景観 ～

「散居景観調和区域」は、幹線道路沿いに密集する住宅・商業地、大規模な住宅団地、工業団地・工場適地など散居景観区域に隣接し、散居の緑と調和した景観の区域です。

### ◆現状と課題

#### ○幹線道路沿いの住宅・商業地

- ▶ 建築物の高さや壁面に統一感がなく、散居景観と調和しない形態や意匠、色彩を用いた建築物などが見られます。
- ▶ 屋外広告物が乱立しており、回転灯やネオンサインなどを用いたものも見られます。



散居景観に調和した形態の建築物

#### ○大規模な住宅団地、工業団地

- ▶ 建築物や工作物の中には、周辺の景観と調和しない形態や意匠、色彩を用いたもののほか、敷地内にある屋外設備機器、資材の堆積が目立つものも見られます。また、工場などでは、大きな壁面によって、周囲に圧迫感を与えているものも見られます。
- ▶ 新たに造成された住宅団地や工場などには、敷地に緑が少なく、隣接する散居景観を損ねているものもあります。
- ▶ 工業団地や工場適地を中心に様々な業種の企業が立地しており、多くの市民の労働の場となっていることから、今後も企業誘致が必要です。



緑化が施された住宅団地



太田工業団地

## ◆景観形成方針

緑豊かな散居景観との調和を図りつつ、活力ある景観の形成を目指します。

## ● 建築物等の周辺景観との調和

建築物又は工作物の新築や増改築、屋外広告物の設置などの際には、散居景観など周辺の景観との調和を図ります。

## ● 計画的な企業誘致、周辺景観と調和した開発行為

豊富な水資源や交通の要衝としての地の利を生かし、市民の労働の場となる企業の計画的な誘致に努めるほか、土地の形質の変更を行う開発行為等においては、周辺の散居景観との調和を図ります。

## ● 大規模施設の周辺景観との調和

工場や商業施設などの大きな壁面、屋外設備機器、資材の堆積は、散居景観など周辺の景観と調和し、周囲に圧迫感を与えないよう努めるとともに、他の法令等に基づき緑地の確保を図ります。



庄川水記念公園



散居景観に調和する緑の多い住宅地



緑化を施した工場エントランス

## 市街地区域 ～ 散居と調和したにぎわう市街地景観 ～

「市街地区域」は、商業施設や住宅が混在・密集した既成市街地と、その外縁部の幹線道路に沿道型商業施設などが立地した新市街地の区域です。

### ◆現状と課題

#### 【既成市街地】

##### ○商業施設や住宅の混在・密集

- ▶アーケード商店街では、統一感のある景観が見られますが、それ以外の一部では、建築物や屋外広告物の高さ、壁面の位置や形態、意匠、色彩に統一感のないものが見られます。また、敷地が限られていることなどから、緑が少ない景観が見られます。
- ▶ホテル、マンション、病院などの高層ビルが点在する一方、郊外の大型店舗の出店や経済状況の悪化などにより市街地にも空き店舗が増えています。

##### ○歴史的・文化的な資産

- ▶出町大ケヤキや庄川大仏など魅力ある歴史的・文化的資産が残されていることから、これらを地域で活用することが必要です。

##### ○継承してきた伝統文化や祭り

- ▶出町子供歌舞伎曳山、となみ夜高まつり、庄川観光祭など、地域の伝統文化や祭りが行われていますが、少子高齢化などにより、地域ぐるみで継承する担い手が不足しています。



出町子供歌舞伎曳山

#### 【新市街地】

##### ○沿道型商業施設の充実

- ▶土地区画整理事業などにより整備された幹線道路沿線の建築物や工作物には、周辺の景観と調和しない形態や意匠、色彩を用いているものがあり、屋外広告物が乱立している箇所もあります。



道の駅砺波（となみ野の郷）

##### ○公共的文化施設等の充実

- ▶砺波郷土資料館やかいによ苑などの歴史的施設、出町子供歌舞伎曳山会館や庄川水資料館などの文化施設、砺波チューリップ公園や庄川水記念公園などの公園が整備されており、これらの施設の更なる利活用が望まれます。

## ◆景観形成方針

歴史や文化を生かした魅力的な景観の形成に努め、周辺の景観と調和を図りながら、多くの人が集い・住まう、にぎわいのある市街地を目指します。

## ● 建築物等の周辺景観との調和

建築物又は工作物の新築や増改築、屋外広告物の設置などの際には、地域としてまとまりのある空間の形成に努めるとともに、緑化による周辺の景観との調和を図ります。

## ● にぎわいの創出

既成市街地の活性化や空き店舗対策などに努めるとともに、多くの人が集い、住まう、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

## ● 伝統文化の振興やまちづくりの担い手育成

歴史的・文化的資産の保全と地域の伝統文化や祭りなどの振興を図ります。また、公園、文化施設などを景観まちづくり学習の場として活用し、まちづくりの担い手となる人づくりに努めます。

## ● 市民協働による取組

街路樹や公園の保全のため、町内会等の協力や富山県道路愛護ボランティア制度など、市民、事業者、行政が連携した活動を進めます。



タピ・ドウ・フルーとなみ



砺波駅前の清掃活動



歴史的なまちなみ空間

## 河川区域 ～ 清流庄川の景観 ～

「河川区域」は、庄川の河川区域を対象とし、庄川合口ダムの上流地域と下流地域で異なる景観を有しています。

上流地域には、豊かな水をたたえたダム湖に峡谷の四季折々の彩りが映える景観、国登録有形文化財である小牧ダムや庄川合口ダム（庄川合口堰堤）などの土木資産による景観が見られます。

下流地域では、庄川の清らかな流れと豊かな自然環境を生かし、桜並木や松川除、弁財天公園や庄川パットゴルフ場等の河川緑地など、市民に親しまれる水と緑の景観を形成しています。

### ◆現状と課題

#### ○上流地域の豊かな自然景観

- ▶ 鎧壁や赤岩などの庄川峡に隣接する丘陵山間区域と一体となって河川景観を保全し、活用することが求められています。



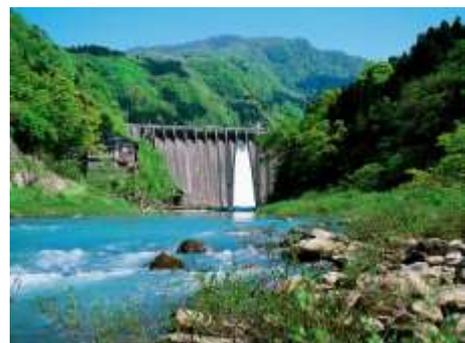
庄川峡

#### ○下流地域の親水空間

- ▶ 市民団体が中心となり、エドヒガンザクラの保存・育成活動が行われていますが、桜並木や松川除などでは枯損も見られます。
- ▶ 河川敷が雑木などで荒れているところも見られることから、その保全や維持管理について検討する必要があります。

#### ○小牧ダムや松川除などの歴史的な資産

- ▶ 国登録有形文化財の小牧ダム、庄川合口ダム、松川除などの土木的な資産、弁財天社など庄川の流れの歴史を伝える様々な資産が、市民に広く知られていないものもあります。



小牧ダム

#### ○河川を横断する橋りょうなどの構造物

- ▶ 橋りょうなどの大規模な土木構造物は、周辺の景観に大きな影響を与えていることから、形態や意匠、色彩などに配慮する必要があります。
- ▶ ガードレールや標識などの道路附帯構造物には、形態や色彩が河川景観と調和していないものも見られます。

## ◆景観形成方針

水と緑が作り出す庄川の雄大な景観を保全するとともに、豊かな自然環境を生かした河川景観の形成を目指します。

## ● 周辺景観との一体的な景観保全

河川における自然景観や土木資産に隣接する丘陵山間区域の自然環境は、一体的な景観となるよう保全に努めます。

## ● 桜並木の保全と河川敷の活用による水と緑の景観の形成

水辺の生態系を守り、桜並木の保全や河川敷の活用などを推進し、水と緑の景観の形成に努めます。

## ● 市民や地域主体の協力体制づくり

市民や地域による河川の利活用、維持管理の体制づくりを支援します。

## ● 河川景観の積極的なPRとふるさと学習等による意識啓発

歴史的な資産や河川景観を市内外に積極的にPRするほか、観光振興以外にも、自然環境やふるさと教育・学習の場として活用し、郷土や景観に対する意識啓発に努めます。

## ● 河川景観と調和した公共事業

公共事業においては、河川景観との調和を図り眺望景観の配慮に努めます。



となみ庄川清流マラソン



庄川沿いの桜並木



庄川合口ダム（庄川合口堰堤）

## 丘陵山間区域 ～ 自然環境と眺望の景観 ～

「丘陵山間区域」は、散居や市街地の背景として豊かな緑の帯を形成している芹谷野段丘、鉢伏山や牛嶽等の自然豊かな森林と里山が広がる庄東山地などの区域です。また、この区域には、散居村展望台や三条山展望台など、散居景観を一望できる眺望点が点在しています。

### ◆現状と課題

#### ○自然豊かな森林景観、増山城跡などの歴史的資産

- ▶自然豊かな森林景観が保全されていますが、林業経営の悪化などにより維持管理が行き届かない山林も見られます。
- ▶国指定史跡の増山城跡、千光寺などの歴史的な資産、県民公園頼成の森や市民の山などの潤いのある空間が整備されていますが、市民に広く知られていないものもあります。
- ▶市民の環境に対する意識が高まっており、里山や森林との関わりを深めることが求められています。

#### ○棚田や里山の集落景観

- ▶高齢化や農林業の衰退などによる耕作放棄地、管理の行き届かなくなった山林が増えるなど、里山としての機能の低下や景観の悪化が懸念されます。
- ▶物品や資材の野積み、不法投棄が見られることから、景観への配慮などが求められています。
- ▶生活様式の変化、世帯人数の減少などにより、伝統的家屋や附属屋が取り壊され、減少していることから、その保全が求められています。
- ▶核家族化や地域外への転出などにより、空き家が生じ、屋敷林も放置されていることから、防犯や環境のうえでも問題となっています。

#### ○芹谷野段丘越しに見える立山連峰や庄東山地

- ▶大規模な建築物や工作物、土砂採取などにより、平野部からの眺望景観が損なわれている箇所も見られます。

#### ○散居村展望台などからの眺望

- ▶高圧線の鉄塔や携帯電話の基地局などの工作物により、散居景観や富山湾、立山連峰などの眺望景観が損なわれています。
- ▶眺望施設周辺の樹木の生長により、眺望しにくい箇所もあります。
- ▶国道 359 号などの幹線道路沿道からも散居景観を眺めることができますが、国道 359 号砺波東バイパスの完成後は、沿道に商業施設などが立地し、景観が損なわれることも考えられます。

## ◆景観形成方針

芹谷野段丘や庄東山地の豊かな自然景観及び里山景観の保全に努めるとともに、散居景観を一望できる眺望点の保全を目指します。また、国指定史跡の増山城跡などを拠点とした景観の形成に努めます。

## ● 建築物等の周辺景観との調和や平野部からの眺望に配慮

建築物又は工作物の新築や増改築、屋外広告物の設置などの際には、周辺の景観との調和を図るとともに、山並みの稜線や山肌の露出など、平野部からの眺望に配慮します。

## ● 歴史的資産の積極的なPR とふるさと学習による意識啓発

増山城跡などの歴史的な資産を市内外に積極的にPRするとともに、里山や自然環境を身近な学習の場として活用し、郷土や景観に対する意識啓発を図り、市民や地域による保全活動を支援します。

## ● 伝統的の家屋の空き家対策

空き家となっている伝統的の家屋については、空き家バンクやあっせん、新たな有効活用など、民間事業者との連携も含めて検討します。

## ● 物品等の堆積と不法投棄の防止

景観を損ねる物品や資材の堆積は、周辺の自然景観との調和を図るとともに、不法投棄の防止に向けた取組を行います。

## ● 農地、森林等の保全

耕作放棄地や林地の利活用、担い手の育成など地域ぐるみの活動を進めながら、農林業の振興を図り、農地、里山及び森林の保全に努めます。

## ● 散居景観の眺望点の維持管理や周辺整備

散居景観を一望できる展望台などの眺望点の適正な維持管理と、眺望点周辺の整備に努めます。



夢の平コスモスウォッチング



棚田と集落景観



芹谷野段丘越しに見る立山連峰

# 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号)

本市は、四季折々に移り変わる水田と緑豊かな屋敷林に囲まれた伝統的家屋が点在する散居景観、庄川や庄東山地などの自然豊かな景観のほか、市街地のにぎわいなどの活力あふれる景観など、魅力ある景観が市全域に広がっています。これらの魅力ある景観をみんなで守り、育て、次の世代へ引き継ぐためには、景観に影響を与える行為に対し、一定の基準が必要となります。

具体的な景観の形成にあたっては、良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、法第8条第2項第2号に基づき、以下の景観形成区域の区分ごとに、法第16条第1項に定める届出を要する行為(以下「届出対象行為」という。)や景観まちづくりの基準を定めます。

## (1) 景観形成区域

景観形成区域は、「第3章1(3)景観形成区域の方針」に定める①散居景観区域、②散居景観調和区域、③市街地区域、④河川区域、⑤丘陵山間区域の5つの区域とします。

## (2) 届出対象行為

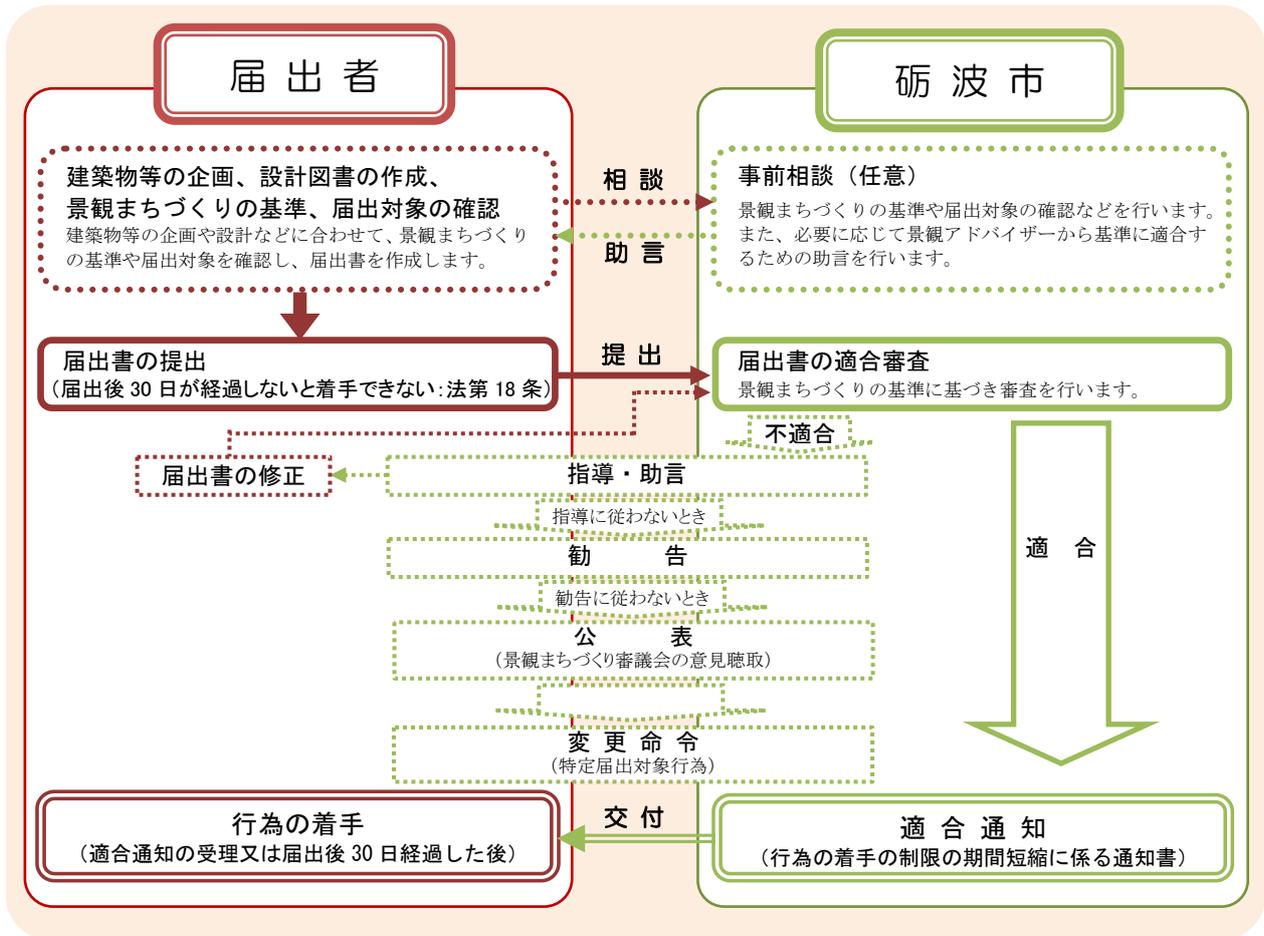
届出対象行為は、次の行為のうち、景観形成区域ごとに定める規模を超えるものとします。ただし、法第16条第7項に規定する適用除外行為については、この限りではありません。市内で届出対象行為を行う際は、着手する前に市に届け出る必要があります。

- ①建築物(新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)
- ②工作物(新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)
- ③開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する)
- ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ⑥樹木の伐採

### ◆ 特定届出対象行為

届出対象行為の①及び②にある「建築物及び工作物」の届出が必要な行為は、法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とし、形態意匠(形態又は色彩その他の意匠)に関する景観まちづくりの基準に適合しない場合は、設計変更や原状回復等が命令の対象となります。

【届出の流れ】



◆建築物

(新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

| 区 分   |                              | 散居景観区域  | 全区域 (左記区域を除く)   |
|-------|------------------------------|---|---|
| 建 築 物 | 新築又は移転                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さが 13m を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>● 建築面積が 30 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さが 20m を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>● 建築面積が 1,500 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>  |
|       | 増築又は改築                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 増築後又は改築後の高さが 13m を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>● 増築後又は改築後の建築面積が 30 m<sup>2</sup> を超えるもの (増築又は改築に係る建築面積が 10 m<sup>2</sup> 以下のものを除く。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 増築後又は改築後の高さが 20m を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>● 増築後又は改築後の建築面積が 1,500 m<sup>2</sup> を超えるもの (増築又は改築に係る建築面積が 150 m<sup>2</sup> 以下のものを除く。)</li> </ul> |
|       | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出対象行為に該当する建築物の外観面積の 1/2 を超える変更</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出対象行為に該当する建築物の外観面積の 1/2 を超える変更</li> </ul>   |

## 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### ◆ 工作物

(新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

| 区 分                          |   | 散居景観区域  | 全区域(左記区域を除く)   |  |
|------------------------------|---|---|--|--|
| 工<br>作<br>物                  | 新<br>設<br>・<br>移<br>転<br>・<br>増<br>築<br>・<br>改<br>築 | 垣(生け垣を除く。)、柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物                      | ● 高さが2mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの<br>※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さ及び長さとする。                   | ● 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの<br>※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さ及び長さとする。                   |
|                              |   | 煙突、排気塔その他これらに類する工作物                                 | ● 高さが13mを超えるもの<br>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) | ● 高さが20mを超えるもの<br>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) |
|                              |   | 装飾塔、記念塔、物見塔、風車、彫像、記念碑その他これらに類する工作物                  |  |  |
|                              |   | 高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物                               | ※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さとする。   | ※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さとする。   |
|                              |   | 電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物<br>(旗さお及び次項を除く。) |  |  |
|                              |   | 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物                       |  | ● 高さが30mを超えるもの<br>※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さとする。                                   |
|                              |   | コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設       | ● 高さが13mを超えるもの<br>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) | ● 高さが20mを超えるもの<br>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) |
|                              |   | 石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設                      | 又は   | 又は   |
|                              |   | 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリゴーラントその他これらに類する遊戯施設       | ● 築造面積が30㎡を超えるもの<br>(増築又は改築に係る築造面積が10㎡以下のものを除く。)                             | ● 築造面積が1,500㎡を超えるもの<br>(増築又は改築に係る築造面積が150㎡以下のものを除く。)                         |
|                              |   | 自動車車庫の用に供する立体的な施設                                   | ※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さ若しくは築造面積とする。   | ※増改築の場合は、増築後又は改築後の高さ若しくは築造面積とする。   |
| ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設 |   |   |  |  |
| 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ● 届出対象行為に該当する工作物の外観面積の1/2を超える変更                     | ● 届出対象行為に該当する工作物の外観面積の1/2を超える変更                     |  |  |

※ 広告塔、広告板などに関しては、富山県屋外広告物条例に基づく申請となります。

◆開発行為

| 区 分     | 散居景観区域  | 全区域(左記区域を除く)   |
|---------|---|--|
| 開 発 行 為 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じるのり面の高さが5m、長さが10mをそれぞれ超えるもの</li> </ul> |

◆土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

| 区 分  | 散居景観区域   | 全区域(左記区域を除く)   |
|--|--|--|
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採<br>その他の土地の形質の変更<br>(地盤面下の行為を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じるのり面の高さが5m、長さが10mをそれぞれ超えるもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じるのり面の高さが5m、長さが10mをそれぞれ超えるもの</li> </ul> |

◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

| 区 分   | 散居景観区域  | 全区域(左記区域を除く)  |
|---|---|---|
| 屋外における土石、廃棄物、<br>再生資源その他の物件の堆積<br>(90日以内の物件の堆積を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じる高さが3mを超えるもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為に係る土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、行為に伴い生じる高さが3mを超えるもの</li> </ul> |

◆樹木の伐採

| 区 分  | 散居景観区域  | 全区域(左記区域を除く) |
|--|---|--------------|
| 樹木の伐採<br>(除伐、間伐、整枝等の樹木の伐採、<br>枯損又は危険な樹木の伐採、自家の<br>生活の用に必要な樹木の伐採、仮植<br>した樹木の伐採、測量、実地調査又は<br>施設の保守の支障となる樹木の<br>伐採を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さ10m以上の樹木を5本以上伐採するもの</li> </ul> | —            |

### (3) 景観まちづくりの基準

本市の良好な景観を形成するため、建築物の建築のほか開発行為などを行うときには、該当する景観形成区域の方針及び以下の景観まちづくりの基準に適合するよう努める必要があります。

#### 散居景観区域【区分 建築物】

| 項目    | 基準  |
|-------|---|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> <li>● 高さは、屋敷林など周辺の景観から、著しく突出した印象を与えることのないよう配慮する。</li> </ul>   |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新築又は増改築する場合は、勾配屋根にするなど、アズマダチやマエナガレ等の伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 過度な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 大規模な平滑面を設ける場合は、陰影の処理を行うなど、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul> |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 建築物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul>  |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> <li>● 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。</li> <li>● 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。</li> </ul>  |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、建築物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中・高木となる樹木を植栽するなど、周辺の屋敷林の景観等と調和するよう配慮する。</li> </ul>  |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>  |

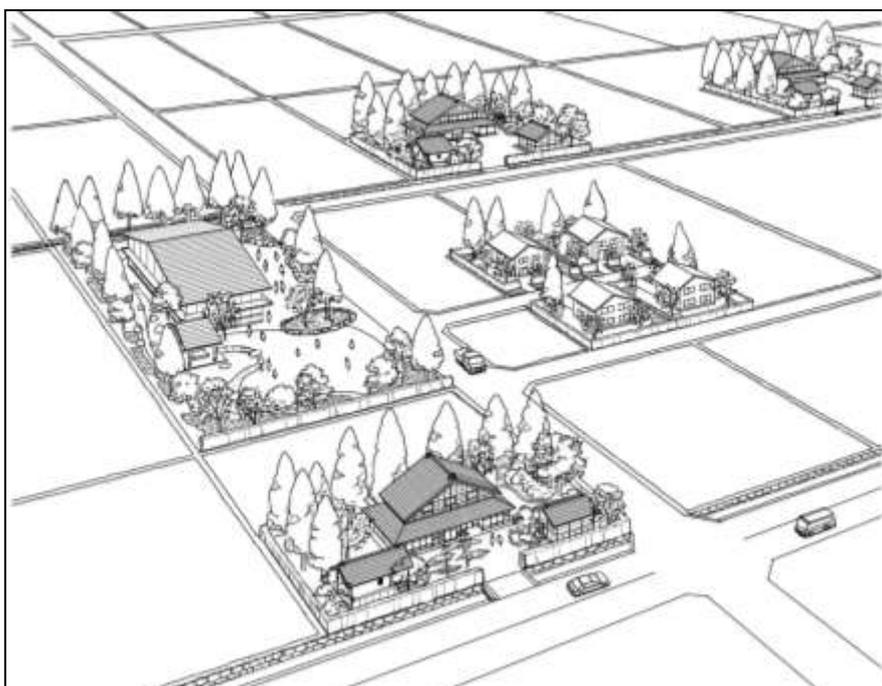
## 散居景観区域【区分 工作物】

| 項目    | 基準  |
|-------|---|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> <li>● 高さは、屋敷林など周辺の景観から、著しく突出した印象を与えることのないよう配慮する。ただし、アンテナ、避雷針等の用途や機能などから一定の高さの必要性が特に認められるものを除く。</li> </ul> |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、これらの工作物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>  |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 工作物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul>  |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> <li>● 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。</li> <li>● 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。</li> </ul>  |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、工作物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中・高木となる樹木を植栽するなど、周辺の屋敷林の景観等と調和するよう配慮する。</li> </ul>  |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>  |

### 散居景観区域【その他開発行為等】

| 区 分                           | 基 準   |
|-------------------------------|---|
| 開発行為                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● のり面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul> |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地形の改変をできる限り小さくするとともに、のり面は規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● 掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>         |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集積等は高さを抑え、整然と行うなど、すっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう配慮する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>   |
| 樹木の伐採                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 枯損若しくは危険な樹木の伐採又は間伐等保育の場合を除き、樹木の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採する場合は、択伐等により伐採の規模を最小限とするよう工夫する。</li> <li>● 屋敷林等の高木、樹姿に優れた樹木等は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 樹木の伐採を行う場合は、周辺の景観を考慮し、中・高木となる樹木や生け垣を植栽するとともに、植栽が安定するまでの生育環境にも配慮する。</li> </ul>            |

景観まちづくりのイメージ



## 散居景観調和区域【区分 建築物】

| 項目    | 基準   |
|-------|--|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>  |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 過度な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>   |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 建築物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> </ul>   |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、建築物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>   |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>   |

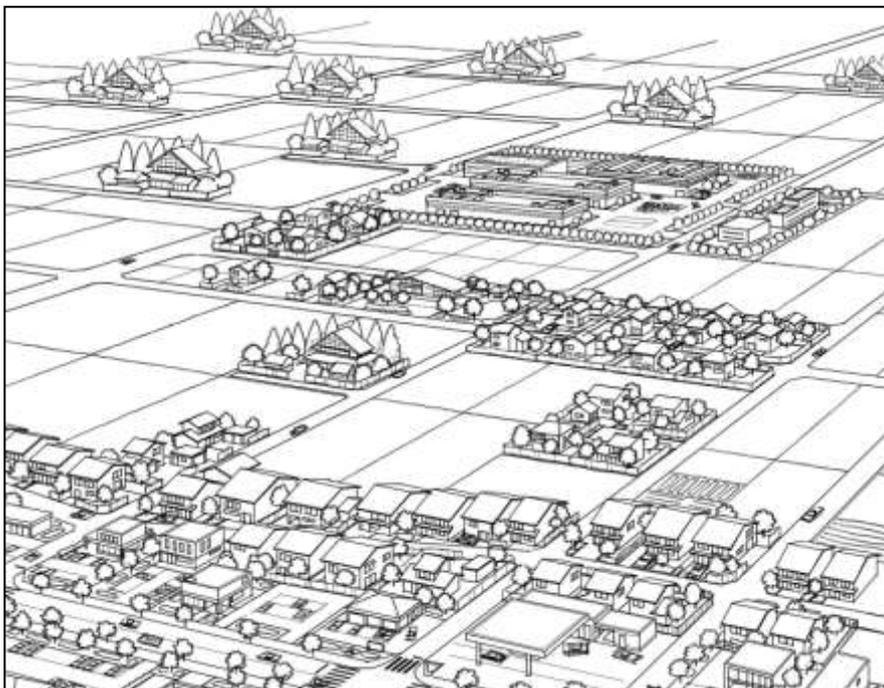
### 散居景観調和区域【区分 工作物】

| 項目    | 基準   |
|-------|--|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>  |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、これらの工作物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>   |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 工作物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> </ul>   |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、工作物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>   |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>   |

## 散居景観調和区域【その他開発行為等】

| 区分                            | 基準  |
|-------------------------------|---|
| 開発行為                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● のり面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul> |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地形の改変をできる限り小さくするとともに、のり面は規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● 掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>         |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集積等は高さを抑え、整然と行うなど、すっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう配慮する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>   |
| 樹木の伐採                         | —   |

### 景観まちづくりのイメージ



### 市街地区域【区分 建築物】

| 項目    | 基準  |
|-------|---|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>   |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 過度な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>  |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 建築物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> </ul>  |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、建築物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>  |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>  |

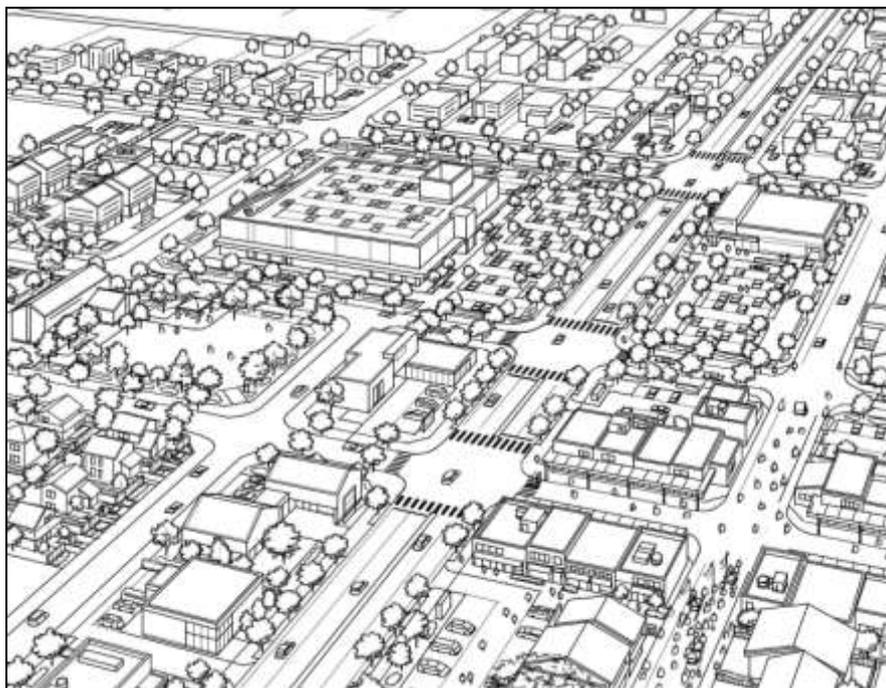
## 市街地区域【区分 工作物】

| 項目    | 基準  |
|-------|---|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>   |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、これらの工作物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>  |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>工作物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> </ul>  |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>敷地内は、工作物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>  |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>  |

### 市街地区域【その他開発行為等】

| 区分                            | 基準  |
|-------------------------------|---|
| 開発行為                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● のり面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul> |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地形の改変をできる限り小さくするとともに、のり面は規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● 掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>         |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集積等は高さを抑え、整然と行うなど、すっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう配慮する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>   |
| 樹木の伐採                         | —   |

景観まちづくりのイメージ



## 河川区域【区分 建築物】

| 項目    | 基準   |
|-------|--|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>  |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 過度な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>   |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 建築物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> </ul>   |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、建築物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>   |
| その他   | —  |

## 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 河川区域【区分 工作物】

| 項目    | 基準   |
|-------|--|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>  |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、これらの工作物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>   |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 工作物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> </ul>   |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、工作物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>   |
| その他   | —  |

### 河川区域【その他開発行為等】

| 区分                            | 基準 |
|-------------------------------|----|
| 開発行為                          | —  |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | —  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | —  |
| 樹木の伐採                         | —  |

## 丘陵山間区域【区分 建築物】

| 項目    | 基準   |
|-------|--|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>  |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 過度な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>   |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の建築物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 建築物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> <li>● 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。</li> <li>● 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。</li> </ul>   |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、建築物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>   |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>   |

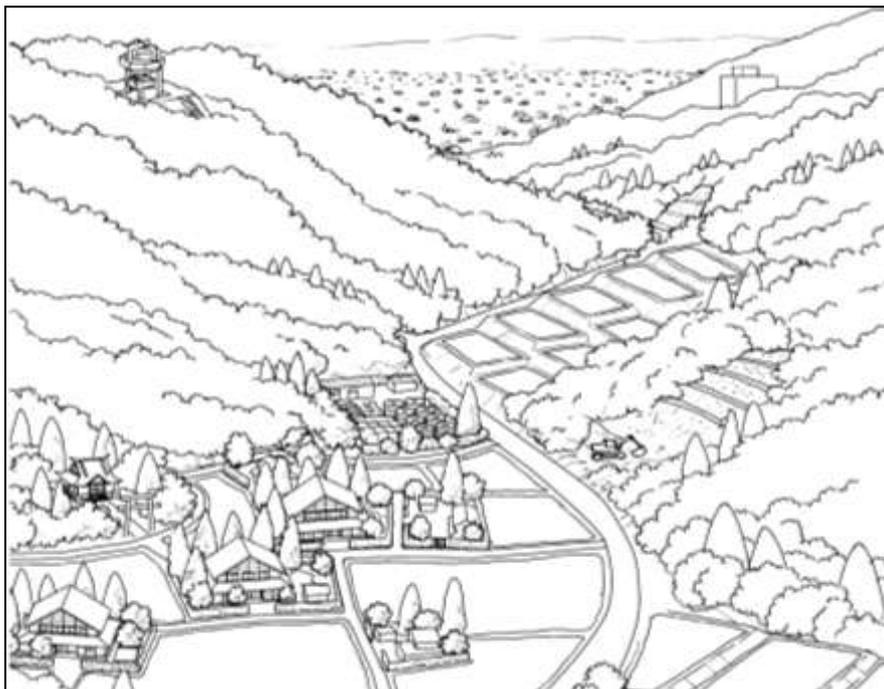
### 丘陵山間区域【区分 工作物】

| 項目    | 基準   |
|-------|--|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう位置や高さ、規模を工夫する。</li> <li>● 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の景観を損なうことのないよう配置等を工夫する。</li> <li>● 工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、壁面の位置がそろっている地域においては、まち並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> </ul>  |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、これらの工作物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>● 周辺の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう工夫する。</li> <li>● 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> </ul>   |
| 色彩・照明 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の外観は、お薦めの色（※マンセル表色系 p66、p67 に記載）を基調色とするなど、落ち着いた色彩により、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 敷地内に複数の工作物等を設ける場合は、全体の色調をそろえるなど相互の色彩が調和するよう工夫する。</li> <li>● 工作物の外観に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> <li>● 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど夜間の景観に配慮する。</li> </ul> |
| 素材    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> <li>● 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。</li> <li>● 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。</li> </ul>   |
| 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や樹木を植栽するなど、周辺に潤いを与えるよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>● 敷地内は、工作物の状況や地域の環境に適した樹種等でできる限り緑化するよう配慮する。</li> </ul>   |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生け垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>● 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>   |

## 丘陵山間区域【その他開発行為等】

| 区 分                           | 基 準  |
|-------------------------------|--|
| 開発行為                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● のり面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>● 優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul> |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地形の変更をできる限り小さくするとともに、のり面は規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> <li>● 掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境に適した樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>        |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集積等は高さを抑え、整然と行うなど、すっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に圧迫感を与えることのないよう配慮する。</li> <li>● 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>  |
| 樹木の伐採                         | —  |

## 景観まちづくりのイメージ



## マンセル表色系で定める建築物等外観のお薦めの色

屋根は、できる限り高い明度や高い彩度の色の使用を避けます。

外壁は、表中の色を基調色にすることをお薦めします。

| 色 相                    |                              | 散居景観区域     |            | 全区域（左記区域を除く） |        |
|------------------------|------------------------------|------------|------------|--------------|--------|
|                        |                              | 明 度        | 彩 度        | 明 度          | 彩 度    |
| ● 無 彩 色                |                              | 0 以上 10 以下 | —          | 0 以上 10 以下   | —      |
| 有<br>彩<br>色            | ● 5.0R～10.0R<br>(赤)          | 9 以上 10 以下 | 0.5 以下     | 8 以上 10 以下   | 3.0 以下 |
|                        |                              | 6 以上 9 未満  | 2.0 以下     | 8 未満         | 6.0 以下 |
|                        |                              | 6 未満       | 4.0 以下     | —            | —      |
|                        | ● 0.1YR～10.0YR<br>(黄赤)       | 7 以上 10 以下 | 2.0 以下     | 8 以上 10 以下   | 3.0 以下 |
|                        |                              | 7 未満       | 4.0 以下     | 8 未満         | 6.0 以下 |
|                        | ● 0.1Y～10.0Y<br>(黄)          | 9 以上 10 以下 | 1.0 以下     | 8 以上 10 以下   | 3.0 以下 |
|                        |                              | 7 以上 9 未満  | 2.0 以下     | 8 未満         | 6.0 以下 |
|                        |                              | 7 未満       | 4.0 以下     | —            | —      |
|                        | ● 0.1GY～10.0GY<br>(黄緑)       | 9 以上 10 以下 | 1.0 以下     | 9 以上 10 以下   | 1.0 以下 |
|                        |                              | 7 以上 9 未満  | 2.0 以下     | 7 以上 9 未満    | 2.0 以下 |
|                        |                              | 7 未満       | 4.0 以下     | 7 未満         | 4.0 以下 |
|                        | ● 0.1G～5.0G<br>(緑)           | 8 以上 10 以下 | 1.0 以下     | 8 以上 10 以下   | 1.0 以下 |
|                        |                              | 7 以上 8 未満  | 2.0 以下     | 7 以上 8 未満    | 2.0 以下 |
|                        |                              | 7 未満       | 3.0 以下     | 7 未満         | 3.0 以下 |
|                        | ● 5.1G～10.0PB<br>(緑、青緑、青、青紫) | 6 以上 10 以下 | 0.5 以下     | 8 以上 10 以下   | 1.0 以下 |
|                        |                              | 6 未満       | 2.0 以下     | 8 未満         | 2.0 以下 |
|                        | ● 0.1P～10.0P<br>(紫)          | 6 以上 10 以下 | 0.5 以下     | 8 以上 10 以下   | 1.0 以下 |
|                        |                              | 6 未満       | 1.0 以下     | 8 未満         | 2.0 以下 |
| ● 0.1RP～4.9R<br>(赤紫、赤) | 6 以上 10 以下                   | 0.5 以下     | 8 以上 10 以下 | 2.0 以下       |        |
|                        | 6 未満                         | 2.0 以下     | 8 未満       | 4.0 以下       |        |

### 「マンセル表色系」

日本工業規格などにも採用されている国際的な尺度で示された色彩の記号であり、3つの属性の組み合わせ【色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）】で表記します。

#### 色相とは・・・

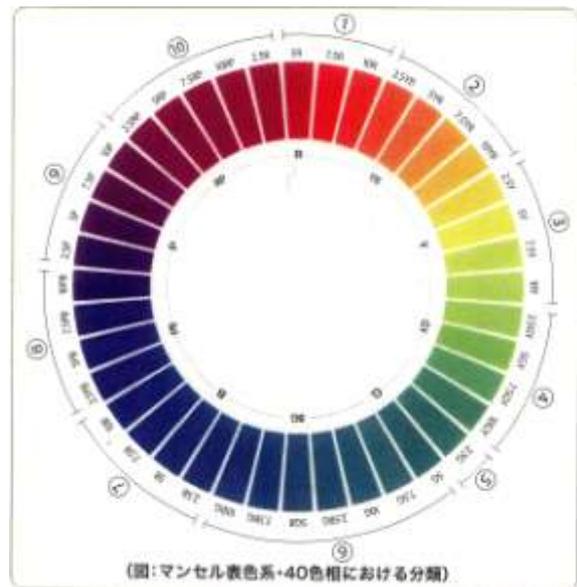
赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10種の基本色とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせで表記します。

#### 明度とは・・・

色彩の明るさを0から10までの数値で示します。数値が大きいくほど明るい色を示します。

#### 彩度とは・・・

色彩の鮮やかさを0から14程度までの数値で示します。数値が大きいくほど鮮やかな色を示します。



**マンセルの表し方と読み方**

に て ん さん の  
**2.5G 3 / 4**  
 色相 明度 彩度

※マンセル値はおおよその値を示します。

\*\*\*\*\*

「無彩色」：白や灰色、黒などの色みがなく、彩度がない色をいいます。英語で無彩色を意味するニュートラル (neutral) の頭文字の N と数値で表記します。

「有彩色」：無彩色以外の、わずかでも色みがある色をいいます。

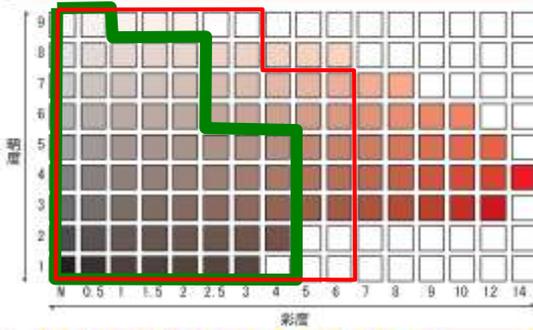


散居景観区域

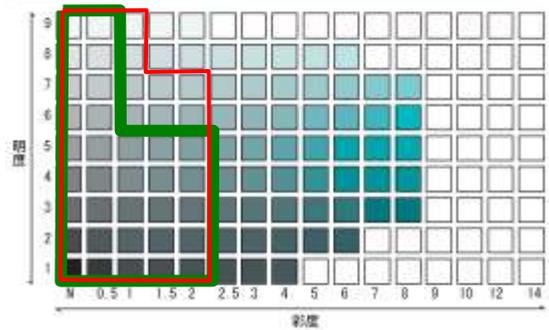


全区域 (左記区域を除く)

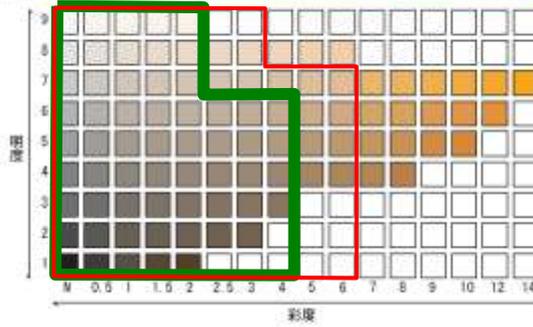
① 5.0R~10.0R (赤)系の色相



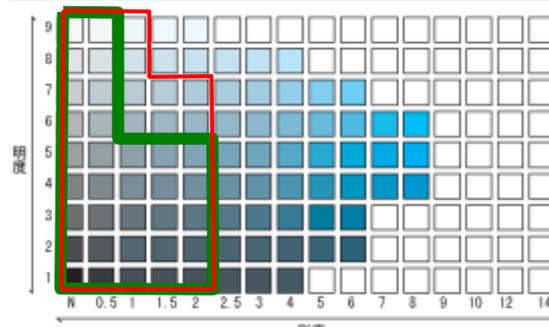
⑥ 5.1G(緑)~10.0BG (青緑)系の色相



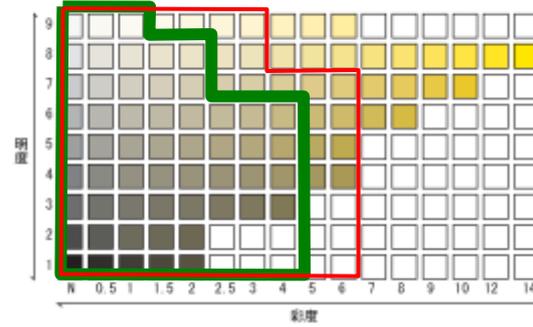
② 0.1YR~10.0YR (黄赤)系の色相



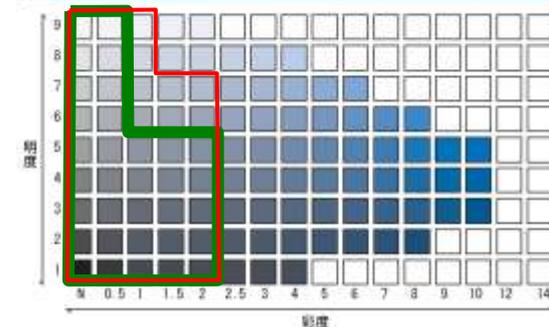
⑦ 0.1B~10.0B (青)系の色相



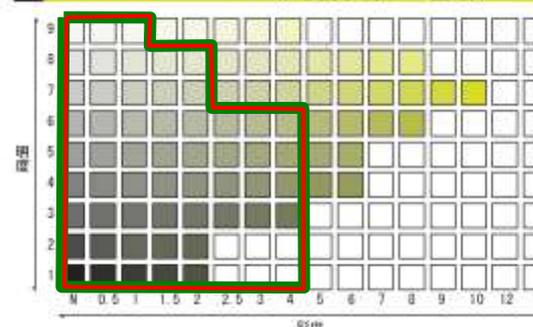
③ 0.1Y~10.0Y (黄)系の色相



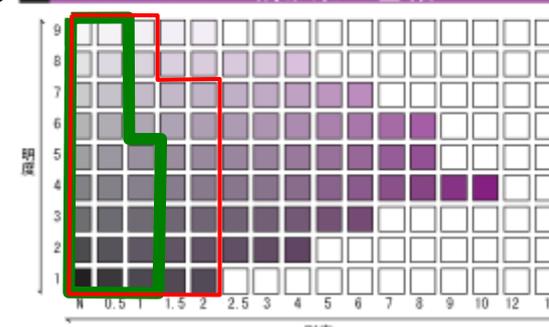
⑧ 0.1PB~10.0PB (青紫)系の色相



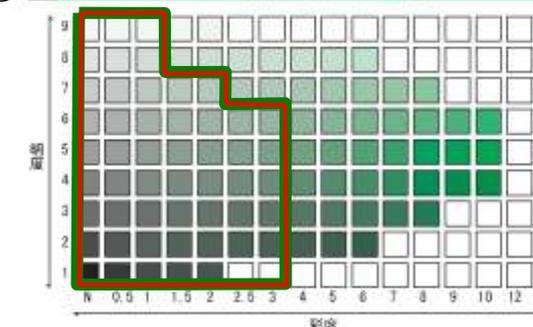
④ 0.1GY~10.0GY (黄緑)系の色相



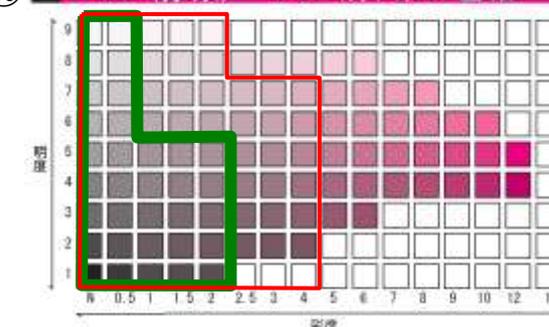
⑨ 0.1P~10.0P (紫)系の色相



⑤ 0.1G~5.0G (緑)系の色相



⑩ 0.1RP(赤紫)~4.9R(赤)系の色相



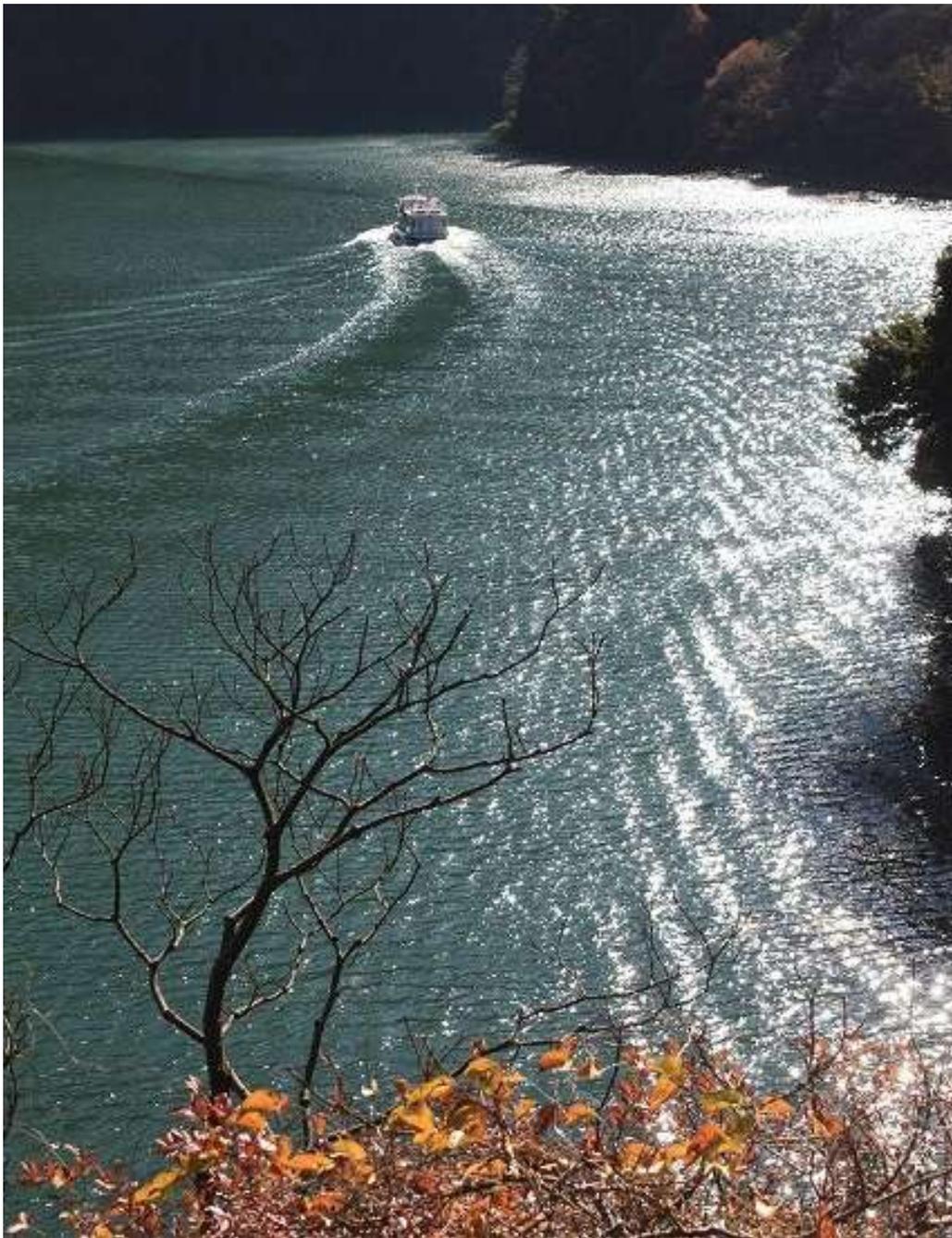


# 第4章



## 景観要素等の質的向上に関する事項

砺波市景観まちづくり計画



庄川峡

## 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

### (1) 景観重要建造物

アズマダチやマエナガレなどの伝統的家屋をはじめとした歴史的な建造物は、地域の自然、歴史、伝統、文化などによって形成されてきた建築形態や意匠を色濃く残し、本市の重要な景観の要素となっています。また、良好な景観の形成を推進していくうえで重要な資産であることから、これらの保全を図ることが必要となります。

このため、伝統的家屋などの良好な景観の形成に重要となる建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件を含む。）のうち、次の基準に該当するものを対象に所有者等の同意を得たうえで、砺波市景観まちづくり審議会（以下「景観まちづくり審議会」という。）の意見も聴き、「景観重要建造物」に指定するものとします。

#### 【指定の基準】

- 地域のシンボルとして広く住民に親しまれているとともに、良好な景観の形成に寄与している建造物
- 地域の自然、歴史、文化などから、建造物の外観が景観上の特長を有している建造物
- 道路などの公共の場所から容易に眺めることができる建造物



伝統的家屋(アズマダチ)

## (2) 景観重要樹木

花と緑に包まれた美しいまちづくりを進めることにより、自然と調和のとれた生活環境を創造するため砺波市花と緑のまちづくり条例（平成16年砺波市条例第150号）に基づき、学術的に重要な樹木及び樹林を保存樹等として指定を行っています。また、地域の良好な景観を維持するうえで、樹容の優れた樹木等は重要な資産であることから、これらの保全を図ることが必要となります。

このため、良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当するものを対象に所有者等の同意を得たうえで、景観まちづくり審議会の意見も聴き、「景観重要樹木」に指定するものとします。

### 【指定の基準】

- 地域のシンボルとして広く住民に親しまれているとともに、良好な景観の形成に寄与している樹木
- 地域の自然、歴史、文化など、特性が表れた特徴的な樹容や優れた樹勢を有している樹木
- 道路などの公共の場所から容易に眺めることができる樹木



地域の歴史を伝える樹木

# 2 その他の景観まちづくりに関する事項

(法第8条第2項第4号)

## (1) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は様々な情報を提供し、まちのにぎわいと活気をつくり出しますが、形状や規模、色彩など周囲への配慮がないものは、その機能を損ねるとともに、良好な景観を阻害する要因となることから、一定の基準が必要となります。

このため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為については、景観形成区域ごとの方針に基づき景観の形成を図るため、本市の屋外広告物条例の制定を検討しますが、当面は、富山県屋外広告物条例に基づき広域的な連携による景観の形成を図ります。

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

### ① 景観重要公共施設の整備に関する方針

道路、河川、水路、公園などの公共施設は、日常生活において親しまれているとともに、景観を構成する重要な要素となっています。これらの公共施設は、周辺の景観と調和した整備を行い、良好な景観の形成を図るため、先導的な役割を果たす必要があります。

このため、良好な景観の形成に大きな影響を与える公共施設については、施設管理者等の同意を得たうえで、景観まちづくり審議会の意見も聴き「景観重要公共施設」に指定し、その地域にふさわしい整備を進めるものとします。

### ② 景観重要公共施設の整備に関する基準

景観重要公共施設として指定された施設については、施設管理者等と協議のうえで、次に示す方針のもと整備を図ることとします。

また、景観重要公共施設の整備基準として、富山県公共事業の景観づくり指針解説書を参考とし、良好な景観の形成に資する公共施設の整備に努めます。

- 公共事業の計画地及びその周辺地域における自然、歴史、文化などの景観上の特性を把握し、人々に親しまれ、誇りとされる景観の創出を工夫する。
- 事業の目的も踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより経済性等にも配慮し、景観づくりのための先導的な役割を果たすよう工夫する。
- 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市の条例、計画等に基づく施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

### ③景観重要公共施設の占用許可の基準

景観重要公共施設の占用については、景観重要公共施設の指定と合わせて、占用許可の基準内容等を施設管理者等と協議し、定めるものとします。

## (3)景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

広がりのある農地は、散居景観の重要な要素の一つであり、古くから私たちの生活に密接に関わり、散居景観の形成に関わってきました。この景観を次の世代へ受け継ぐためには、日常の営みである農業を将来にわたって継続していくことが大切です。しかし、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、その振興や活性化が必要となっています。

このため、景観と調和の取れた良好な営農条件の確保や営農環境に配慮した支援体制などを構築する景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



# 第5章



## 景観まちづくりの推進

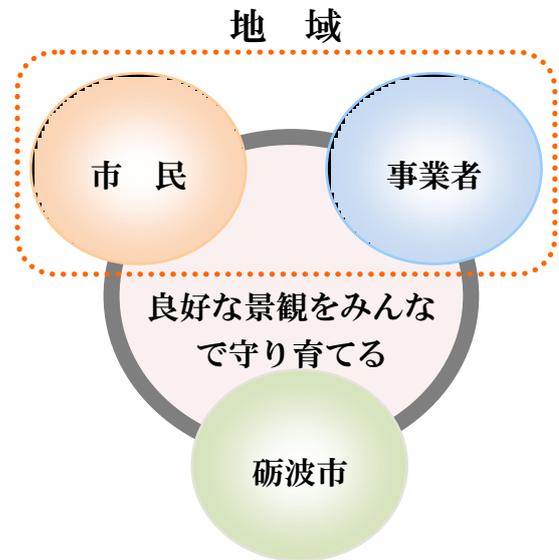
砺波市景観まちづくり計画



散居村を照らす閃光（第12回となみ野散居村フォトコンテスト）

## 1 景観まちづくり推進のための役割

長い年月をかけて育まれてきた散居景観をはじめとする良好な景観を、次の世代に引き継ぐためには、市民、事業者、砺波市が本計画を理解し、それぞれの役割を担いながら、協働で取り組む必要があります。



### (1) 地域の役割

景観の保全と創出は、所有者や管理者などの個人に委ねられますが、個々の力には限りがあります。地域は、自治会や集落など、そこに住む市民と事業者であり、より大きな力を発揮することができます。地域のつながりを更に強いものとして、「みんなで守り育てる」仕組みづくりが大切です。

- 地域の自然、歴史、文化などを学ぶ機会を設ける
- 地域の美化活動や江ざらいなど、地域ぐるみの活動に取り組む
- 祭礼や獅子舞などの伝統行事の継承、地域行事等の開催を通して、地域コミュニティを深める など



増山城戦国まつり



庄川観光祭

## ①市民の役割

景観を構成する要素のほとんどが個人のものであることから、市民一人一人が景観まちづくりの主体であることを認識し、自らの所有地の清掃や地域の美化活動など身近な景観まちづくりからはじめ、建築物や屋敷林など景観への配慮が求められています。また、積極的に郷土の歴史や景観に関心を持ち、学ぶことによって自らが住んでいる地域の特徴を理解することが大切です。

- 郷土の歴史や景観に関心を持つ
- 景観まちづくりの主体としての認識を持ち、清掃や美化活動、緑化など身近なことから景観づくりに取り組む
- 地域や各種団体、行政などの景観まちづくりの活動に参画し、協働による取組を推進する など

## ②事業者の役割

事業者は、まちなぎわいの創出や市民の労働の場として関わるだけでなく、大規模な建築物、屋外広告物など、周辺の景観にも大きな影響を与えています。これらを認識したうえで、良好な景観の形成に努めるとともに、地域活動や景観まちづくりに積極的に関わっていくことが大切です。

- 周辺の景観に影響を与えていることを認識し、事業活動においては、周辺との調和に配慮した景観の形成に努めるとともに、清掃や美化活動、緑化など身近なところからの景観づくりに取り組む
- 建築物等の設計・施工事業者は、その事業活動が景観に直接影響を与えることから、市民や関係者と共に良好な景観の形成を進める
- 地域や各種団体、行政などの景観まちづくりの活動に参画し、協働による取組を推進する など

## (2) 砺波市の役割

景観まちづくりの活動の連携や調整を行う立場として、市民や事業者の意見を聞きながら、良好な景観の形成に向けての施策を展開するだけでなく、公共施設などの景観づくりについて先導的な取組を実施します。また、これらの取組が市民や事業者理解されるよう積極的な情報の発信とともに、自治会や集落等の地域ぐるみの活動に対する支援などに努めます。

- 本計画に関連する施策や事業を総合的に活用し、景観まちづくりを推進する
- 景観まちづくりに対する市民、事業者の意識高揚を図るとともに、地域や各種団体などの活動を支援する
- 良好な景観の形成に向けた先導的な取組を推進する
- 景観に関する総合窓口の充実や市役所内の連携体制の強化を図る など

## 2 景観まちづくりの推進施策

景観まちづくりの推進に向けて、次のような施策の取組を進めます。

### 【基本方針】

魅力ある散居景観を次の世代へ引き継ぎます

にぎわいや活力を創出し、散居の緑と調和した景観をつくります

豊かな水や緑が織り成す自然景観や眺望景観を守ります

良好な景観をみんなで守り育てます

### 【推進施策】

(1) 地域を中心とした取組の推進

(2) 啓発活動の推進

(3) 景観保全に向けた施策の拡充

(4) 景観まちづくり推進体制の整備

### 【主な取組】

- ① 地域ぐるみの活動に対する支援
- ② 景観まちづくりに関する認定制度の創設
- ③ 地域リーダー育成などの景観まちづくり体制の構築

- ① 調査研究や啓発活動の推進
- ② 郷土学習や景観まちづくり学習などの充実
- ③ 市民や観光客等に対する情報の発信

- ① 緑化の推進（屋敷林の保全）
- ② 伝統的家屋の保全
- ③ 空き家の有効活用
- ④ 農業施策の推進

- ① 砺波市景観まちづくり条例や砺波市景観まちづくり計画の適切な運用
- ② 国や県、近隣市などの関係団体との調整や協力体制の構築
- ③ 景観まちづくり推進のための仕組みづくり
- ④ 景観に配慮した公共施設の整備
- ⑤ 計画的な景観まちづくりの推進

## (1) 地域を中心とした取組の推進

### ① 地域ぐるみの活動に対する支援

景観まちづくりは、地域が主体的に活動し、景観はみんなのものであり、みんなで守り育てるものと認識して進めていく必要があります。祭礼などの地域で継承されている活動を振興するほか、農地・水保全管理支払交付金事業や富山県景観づくり住民協定事業などを活用し、地域が主体となった活動を支援します。



地域ぐるみの清掃活動



地域の獅子舞

### ② 景観まちづくりに関する認定制度の支援

散居景観をはじめとする本市の良好な景観の保全や創出に向けては、地域住民の理解と協力が大切です。

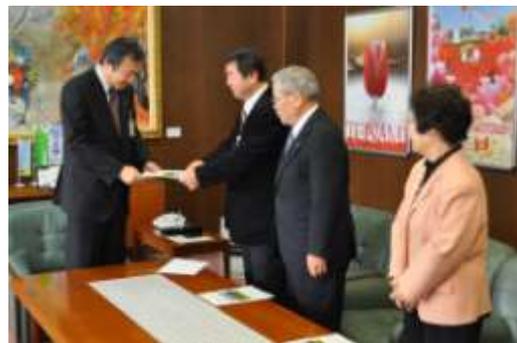
このため、地域の実状に応じた自主的な運営により、景観まちづくりを推進する組織（景観まちづくり組織）のほか、本計画の景観まちづくりの基準に加え、自主的な景観形成の基準や目標を地域住民の同意のもとに締結する協定（景観まちづくりに関する協定）の認定制度を創設し、その活動を支援します。

### ③ 地域リーダー育成などの景観まちづくり体制の構築

地域が主体となって景観まちづくりを推進するため、各地域の活動の中心となる人材の育成や景観まちづくりに関する情報の共有が大切です。地域間相互や地域と行政との連携を図りながら、地域リーダーの育成や組織づくりを行うなど、積極的な住民参加の体制を構築します。



景観まちづくり研究会の活動風景



散居村の保全と活用シンポジウム実行委員会からの提言

### (2)啓発活動の推進

#### ①調査研究や啓発活動の推進

砺波郷土資料館、砺波散村地域研究所、となみ散居村ミュージアムなどを通して様々な研究や啓発活動が行われています。これらの関係機関と連携を図りながら、調査研究や啓発活動を広く推進します。



企画展示などの開催



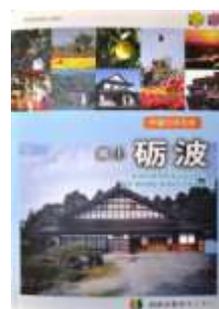
学生を対象とした学習講座



庄川流域見学会の様子

#### ②郷土学習や景観まちづくり学習などの充実

景観まちづくりを推進するためには、地域の自然、歴史、伝統、文化などを再認識し、価値や魅力を再発見しながら、そこに住む私たちが地域に愛着を持つことが大切です。このため、小・中学生向けの副読本の活用を更に高めるほか、若い世代からの郷土学習や出前講座などにより、様々な世代に対する景観まちづくり学習の充実を図ります。



郷土砺波（副読本）

#### ③市民や観光客等に対する情報の発信

今ある良好な景観を保全するためには、市内外に対して広く情報発信を行い、本計画の理解と協力を促す必要があります。また、砺波市景観形成ガイドラインの作成や砺波市景観百選の活用など、景観まちづくりに関する情報の提供を行うとともに、本市が誇る歴史的・文化的資産である散居景観を全国に向けて積極的にPRし、観光資源としての活用を図ります。

### (3)景観保全に向けた施策の拡充

#### ①緑化の推進（屋敷林の保全）

砺波市花と緑のまちづくり条例に基づき、市民、事業者等の地域が中心となって、様々な花と緑の推進活動が行われています。これらの活動を更に推進するとともに、散居景観の要素でもある屋敷林を保全するため、その維持管理や利活用に対する支援などに努めます。



花と緑のまちづくり活動の成果



小学校のチューリップ植込体験



チューリップ植込ボランティアの様子

## ②伝統的家屋の保全

建築物の中でも、アズマダチやマエナガレなどの伝統的家屋を積極的に保全するため、景観重要建造物の指定や景観まちづくり協定により、住宅等の外観の修理や改修に関する支援を検討します。



景観に配慮した伝統的家屋外観のリフォーム事例

## ③空き家の有効活用

地区自治振興会や市民団体が中心となって空き家の実態調査を行い、市内全域の現状把握が行われていますが、今後も空き家の増加が懸念されます。引き続き、市内全域の空き家の実態把握に努めるとともに、空き家情報の提供や新たな利活用などについて、地域や民間事業者等との連携を図りながら空き家の有効活用を推進します。

## ④農業施策の推進

散居景観の構成要素でもある農地を保全するためには、持続的な営農環境を維持する必要があります。中でも、チューリップ球根などの特産振興作物の奨励、担い手や集落営農組織の育成などによって農業経営の安定化を図るとともに、休耕田や耕作放棄地の解消を行うなど、農地の保全に努めます。



チューリップの摘花作業

# (4)景観まちづくり推進体制の整備

## ①砺波市景観まちづくり条例や砺波市景観まちづくり計画の適切な運用

景観まちづくりを推進するためには、条例や本計画、関連する法令等を理解し、市民、事業者、砺波市の全てがこれらを守ることが大切です。このため、出前講座や説明会の開催、景観まちづくりの基準等を具体的に解説する景観形成ガイドラインなどを作成し、本計画の周知に努めるとともに、これらの法令等を適切に運用するため、市役所内に景観行政に関する窓口を設置します。

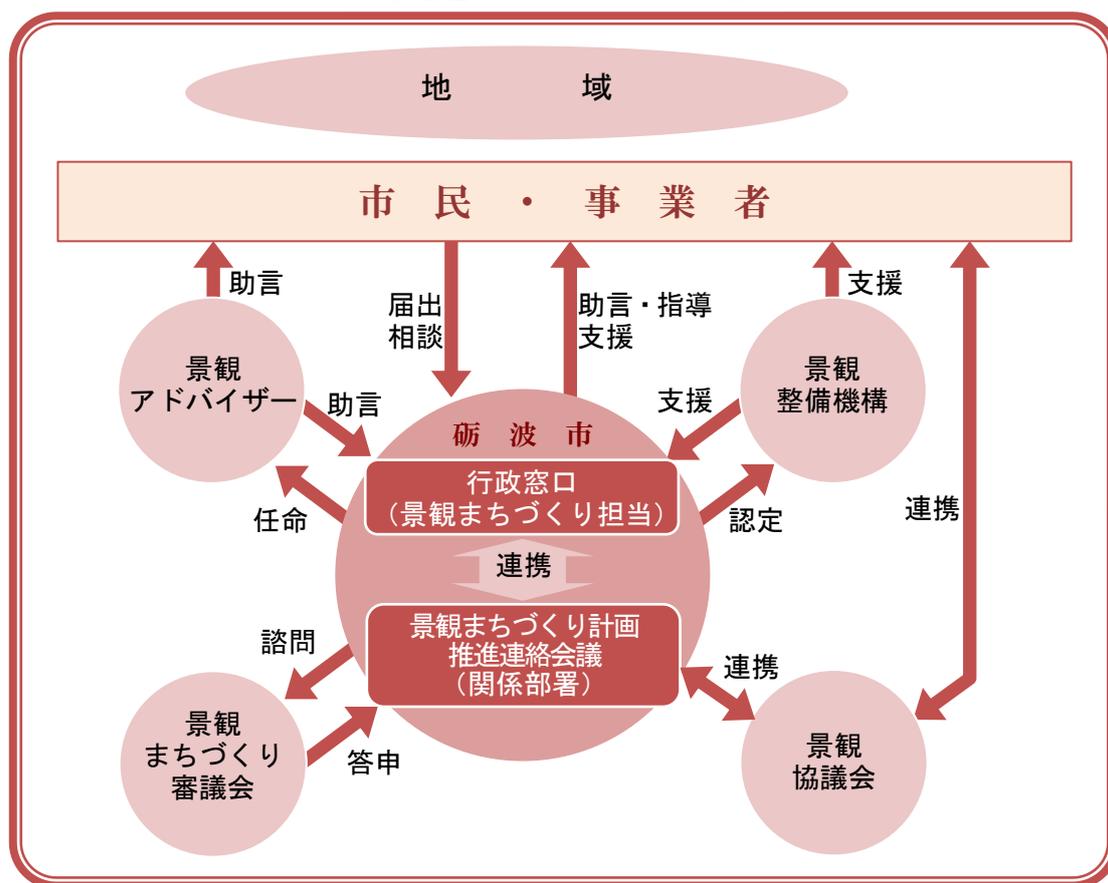
## ②国や県、近隣市などの関係団体との調整や協力体制の構築

散居景観は、本市以外の近隣市など、砺波平野全域に広がっています。また、景観を構成する要素は、公共の建築物のほか、河川や道路、水路などがあり、その管理が国や県、土地改良区など多岐にわたることから、これらの管理者や近隣市等との連携が必要です。このため、これら関係団体との調整、協力体制づくりを行います。

### ③景観まちづくり推進のための仕組みづくり

本市の良好な景観の形成を推進するためには、市民や事業者、各種団体、各種施設の所有者や管理者など、様々な関係者の協力や連携が不可欠となります。本計画の実効性を高めるため、市民、事業者、砺波市がそれぞれの役割を認識し合い、協働による総合的な推進体制の構築を目指します。

【推進体制のイメージ図】



#### ○景観まちづくり審議会

本計画の見直しや届出に関する重要な事項、継続的な運用に向けた事項などを調査及び審査する第三者機関として、学識経験者や市民の代表者等で構成する景観まちづくり審議会を設置します。

～景観まちづくり審議会の主な役割～

- 本計画の見直しに関すること
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関すること
- 景観まちづくりに関する協定の認定等に関すること
- 景観まちづくりに貢献したものの表彰に関すること
- 景観上、影響を及ぼすおそれのある計画への助言や、景観法に基づく勧告等に関すること
- 景観施策全体の重要な事項に関すること

### ○景観まちづくり計画推進連絡会議

景観まちづくりは、都市計画の施策や農業の振興以外にも、環境保全や生涯学習など、市民生活の全般にわたる取組が必要です。また、本計画を効果的に推進するためには、市役所内の様々な分野の総合的かつ一体的な取組や計画の推進状況に対するフォローアップ体制が必要となることから、関係する各部署で組織する景観計画推進連絡会議を設置し、諸案件の連絡調整や情報交換を行い、景観まちづくりを推進します。

### ○景観アドバイザー

良好な景観の形成や景観まちづくりの活動などに取り組んでいる市民等への活動支援として、専門的技術や知識を有した専門家による景観アドバイザー制度の導入を検討します。

～景観アドバイザーの主な役割～

- 地域の景観に関する学習会や地域の協定締結に向けた助言
- 建築物又は工作物の新築や増改築、開発行為を行う際の景観デザインに関する相談 など

### ○景観整備機構

管理協定に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の維持管理、良好な景観の形成に関する支援事業、農地の保全と管理など、景観まちづくりに関わる特定非営利活動法人などを景観整備機構として指定し、市民、事業者、砺波市の相互協力による景観まちづくりの推進を目指します。

### ○景観協議会

良好な景観の形成にあたっては、散居景観や芹谷野段丘、庄川など、広域的な広がりをもっていることから、国や県、近隣市など多くの公共施設管理者等との連携が必要となります。また、市民参画による景観まちづくりを推進するためには、地域間の連携や情報の共有なども必要です。これらの関係者が集まる総合的な推進体制を構築するため、関係機関等との連絡調整や協議を目的とした景観協議会の設置を検討します。

## ④景観に配慮した公共施設の整備

公共の建築物や道路、水路、公園等の施設は、地域の景観を形成する役割を有していることから、積極的に景観に配慮するとともに、管理者などにも要請していきます。また、整備にあたっては、富山県公共事業の景観づくり指針解説書等を活用しながら、良好な景観の形成に資する施設の整備に努めます。



周辺の景観に配慮した緑化

## ⑤計画的な景観まちづくりの推進

本計画は、現在の景観要素や土地利用状況を踏まえています。しかし、良好な景観は長い年月をかけて育まれることから、今後の土地利用状況や社会情勢の変化、市民意識の動向などに合わせて、本計画のほか支援施策の見直しや充実を図ります。

